



DIRETORIA DE
PORTOS E COSTAS

NORMAS DA AUTORIDADE MARÍTIMA PARA A PREVENÇÃO DA POLUIÇÃO AMBIENTAL CAUSADA POR EMBARCAÇÕES E PLATAFORMAS

NORMAM-401/DPC



MARINHA
DO BRASIL

意図的に空白に

表紙

船舶およびプラットフォームによる環境汚染の防止に関する海事当局の基準

ブラジル海軍港湾沿岸局

2025

原型: 規範 目的: 規範的

(第1次改訂)

意図的に空白に

船舶およびプラットフォームによる環境汚染の防止に関する海事当局の基準

モディフィケーションログシート

変更番号	それぞれのデータを決定したファイル	影響を受けるページ	変更日	ループリック
レヴ1	DPC/DGN/MB条例第180号、6月10日 2025年の	用語集 概要; とイントロダクション。 ページ: 1-1;1-2;1-3;1-4; 1-6;2-2;2-3;2-6および2-9。 CHAP4およびKの付属書Gを含める。	10/06/2025	

意図的に空白に

用語集

管理-船舶が運航している権限の下にある州の政府を意味します。 **海事局の代理人** - ブラジル海軍の港湾沿岸局、港湾船長、警察署、機関の代理人。

海事当局エージェント - 港湾船長とその代表者。

バラスト水 - これは、船舶のトリム、バンド、喫水、安定性、または張力を制御するために、バラストタンク内の船に取り込まれた浮遊粒子を含む水です。

ブラジル管轄水域(AJB) - 内陸水域および海域を含み、ブラジルが、国際法および国内法の範囲内で、管理および検査の目的で、液体塊、海底、または海底で発見された活動、人、施設、船舶、および生物および非生物の天然資源に対してある程度管轄権を行使します。これらの海域は、基線から数えて200海里の範囲と、それが発生する200海里を超える大陸棚の延長を覆う海域で構成されています。

生態学的に敏感な地域 - 政府の法律によって定義される海域または内水域で、汚染の防止、制御、および生態学的バランスの維持のために、船舶の航行に関して環境の保護と保全のための特別な措置が必要な地域。

ニッヂエリア - メンテナンスのためのアクセスの複雑さ、または幼虫の定住を容易にする流体力学的な違いにより、船体の他のエリアと比較して生物付着しやすい船の水中エリア。**総トン数** - 1969年の「船舶のトン数に関する国際条約」に従って決定された無次元パラメータで、これは船舶のすべての密閉された空間が占める総容積を表します。

海事局(AM) - 海軍司令官が直接行使する権限で、人命の安全と外洋および内陸水路での航行の安全性、ならびに船舶、プラットフォーム、およびそれらの支援施設によって引き起こされる環境汚染の防止に責任があります。

港湾局 - 組織化された港湾の管理を担当する機関で、港湾運営を監督し、サービスが定期的、効率的、安全に、そして環境に配慮して実施されることを保証する責任があります。

衛生当局 - ブラジルが署名している国の領土および条約およびその他の国際法に従って、領土の境界画定において適切な衛生措置の適用を直接担当する当局。

バイオフォールリング - 病原体、植物、動物などの微生物などの水生生物が、水生環境に沈んでいる、または水生環境にさらされている表面や構造物に蓄積すること。

キャプチャー - 水中または乾ドックでの清掃中に、生物付着物、材料、および生体作業から放出される残留物の封じ込め、収集、および除去のプロセス。

免除証明書 - 港湾沿岸局(DPC)が発行した証明書で、船主または船舶の責任者からの事前の要求に応じて、合理的な方法で、このNORMAMで確立されたガイドラインに準拠する必要がない船舶を免除します。

INTERNATIONAL BALLAST WATER CERTIFICATE - 条約で定められた規定に従って、船舶の旗国が発行し、承認した国際バラスト水管理証書。

会社 - 船舶の所有者、または裸傭船の運航者や用船者など、船舶の運航に対する責任を所有者から引き受け、その責任を引き受ける際に国際安全管理コードによって課せられるすべての義務と責任を受け入れることに同意したその他の組織または個人。

バラスト - バラストタンク内の船上で使用されるバラスト水の水の水生環境または受入施設への排出。

船舶 - 浮遊プラットフォーム、および牽引時には固定式のものを含む、海事当局への登録を条件とし、独自の手段で水上を移動することができる、人や貨物を輸送できる構造物。

小型船舶 - このNORMAMの適用のために、小型船舶は次のように考えられます。

- 一) 長さが5メートル以下のもの。又は
- 二) 次の特性を持つ5メートルを超える長さを持つ:オープンデッキ、クローズドデッキが居住可能なキャビンがなく、固定された機械推進力がなく、船外機を使用する場合、30 HPを超えないこと。

バラスト水管理 - バラスト水およびそこに含まれる堆積物に含まれる有害な水生生物および病原体を除去し、無害化し、または捕獲または排出を防止するための、機械的、物理的、化学的、生物学的プロセスを、個別または組み合わせて構成します。

海軍検査 - 水路交通安全法(LESTA)、そこから生じる規則と規制、およびブラジルが批准した国際法と決議の遵守を監視することで構成される行政活動で、外洋および内陸水路における人命の安全と航行の安全に関してのみ。 また、船舶、固定プラットフォーム、またはそれらの支援施設による海洋汚染の防止。

RECEIVING/RECEIVING FACILITIES - 船舶のバラストタンクから沈殿物および/またはバラスト水を受け取るための陸上施設。このような施設は、国際海事機関(IMO)によって開発されたガイドラインに従って開発されなければなりません。

ドライドッククリーニング - 船が水から出ているときに生活のクリーニング手順が機能します。

水中での洗浄 - 水中の船体/ニッチ領域からの生物付着物の除去。

プロアクティブクリーニング - マクロファウリングの発生を防止または最小限に抑えるために、船体から微小ファウリングを定期的に除去します。

リアクティブクリーニング - 捕獲水域または乾ドックで船体/ニッチ領域からマクロファウリングを除去する是正措置。

マクロファウリング - フジツボ、多毛類などの水にさらされた構造物や船上で肉眼で見える植物や動物の定着と成長によって引き起こされる生物付着

ツビコラ、ムール貝、大型藻類、コケムシ、ホヤ、その他より大きな被覆生物。

マイクロファウリング - バクテリア、真菌、微細藻類、原生動物、およびバイオフィルム(スライム層とも呼ばれる)を発達させるその他の微視的生物によって引き起こされるバイオファウリング。

FINAL ADMINISTRATIVE FINE - 違反者の経済状況を考慮した罰金の計算。名前が示すように、それは行政罰金評価プロセスの最後に犯罪者に請求される金額になります。

INITIAL ADMINISTRATIVE FINE - 違反者の経済状況を考慮せずに罰金を計算する。

船舶 - 潜水艇、浮体式船舶、浮体式プラットフォーム、固定式貯蔵・移送装置(FSU)、固定式生産・貯蔵・移送装置(FPSO)など、水生環境で運航するあらゆるタイプの船舶を意味します。この規格の目的上、**NEW SHIPS**は08SET2017以降にキール敷設が行われた船舶であり、**EXISTING SHIPS**は08SET2017より前の日付にキール敷設が行われたすべての船舶です。

生物付着レベル/スケール - 生物付着の説明やカバレッジの割合など、視覚的な評価を通じて定義された検査エリアの生物付着のレベルを示す数値の定義。

有害な水生生物および病原体 - 河口や淡水路を含む海に導入された場合、環境、公衆衛生、財産または資源に害を及ぼし、生物多様性を害し、またはそのような地域の他の合法的な使用を妨害する可能性のある水生生物または病原性生物。

環境庁 - 連邦、州、または地方自治体の行政府の環境保護および管理機関、国家環境システムの一部 - SISNAMA。 **プラットフォーム** - 内陸水域とその下層土、または大陸棚とその下層土を含む海からの資源の研究、探査および開発に直接的または間接的に関連する活動を目的とした、固定または浮遊式の設置または構造物。

固定オフショアプラットフォーム - 石油とガスの探査と抽出に関する活動を目的とした、恒久的に設置された建設。それは船舶とは見なされません。

汚染 - 直接的または間接的に人口の健康、安全、福祉に害を及ぼし、社会的および経済的活動に悪条件を作り出し、生物相に不利な影響を与え、環境の美的または衛生的条件に影響を与え、確立された環境基準と一致しない材料またはエネルギーを放出する活動に起因する環境品質の劣化。

船舶の起源 - 船舶が海軍検査の対象となる最初の港または寄港地に到着する前の、船舶の最後の港または寄港地。

防汚システム(AFS)とは、生物の汚れを制御または防止するために船舶で使用される塗料、表面処理、または装置の層を意味します。

バラスト水管理システム

システム- BWMS)- IMOによって確立されたガイドラインに準拠して、バラスト水として使用される水とその堆積物に存在する有害または潜在的に有害な水生生物および病原体を殺し、除去し、または無害にするための機械的、物理的、化学的または生物学的プロセスを通じて、この水とその堆積物の処理を通じてバラスト水の管理が含まれます。

水生生物成長防止システム(海洋生物

予防システム - MGPS) - これは、表面処理方法を含む、ニッチ領域またはその他の表面での生物付着蓄積の防止に使用されるAFSのカテゴリです。

有害な防汚システム - に有害な化合物を含むもの

海洋環境と人間の健康。

防汚塗料/コーティング(AFC)-汚れを最小限に抑えるために、船舶の船体の喫水線以下の領域(ライブワークとも呼ばれます)に適用される特殊な組成の塗料です。

自然保護ユニット - 領土とその環境資源(管轄水域を含む)、関連する自然特性を持ち、政府によって法的に確立され、保全目的と定義された制限があり、特別な管理体制の下で、適切な保護保証が適用されるもの。

行政罰金の評価 - 石油および派生物による水質汚染の犯罪者に対する制裁として請求される行政罰金の金額をリアルで計算するための手続き。

検査 - 環境汚染の防止、および船舶およびプラットフォームの安全性と居住性条件に関する国内および国際基準で確立された要件への準拠を検証する、臨時または定期的な技術管理措置。

概要

表紙

私

モディフィケーションログシート 私
II.

用語集 V

概要 X
私

紹介 XIII.

チャプター1 - 油やその他の有害または危険な物質の放出 国家管轄海域 1-1

一.一 法
律第9,966/2000号およびその規則に規定されている行政違反 1-1一.二 侵
害の認定 1-1一.三 技
量 1-1一.四 行
政手続き 1-3一.五 水
質汚濁に対する行政罰金の評価 1-4一.六 罰
金の支払い 1-7一.七 民
事責任と保証金 1-8一.八 省
略されたケース 1-8

チャプター2 - バラスト水管理 2-1

二.一 一
般条項 2-1

二.二 バ

ラスト水管理の要件	2-4
二.三	バ
ラスト水管理法	2-6
二.四	船舶
の堆積物管理	2-10
二.五	特定
の状況	2-10
二.六	検査
	2-10
チャプター3-有害な防汚システム	3-1
三.一	一
般条項	3-1
三.二	防
汚塗料の手順と認証	3-1
三.三	検
査	3-6
第4章 生物付着物の管理	4-1
四.一	一
般条項	4-1
四.二	生
物付着管理の要件	4-3
四.三	特
定の状況	4-3
四.四	水
中での清掃	4-4
四.五	検
査	4-5
附属書	
付録A - 環境違反に関する通知	A-1
付録B - 免除証明書	B-1
付録C バラ	
ラスト水管理法	キ-1

付録D - D-2規格の検証のための方法論.....	D-1
付録E - 防汚システムの制御.....	E-1
付録F - 船舶に必要な書類の表.....	F-1
付録G - 長さ24メートル未満の船舶のガイド.....	G-1
付録H - 本船の生物付着管理計画書および生物付着記録書の最低限の内容.....	H-1
付録I - 3つの海洋生物地理学的地域の図解 (第4.3条 - 特定の状況).....	I-1
付録J - スケールの評価と推奨される清掃方法.....	J-1
付録K - 水中清掃のお願い.....	K-1

参考

紹介

一. 目的

このNORMAMの目的は、以下を確立することです。

法律第9,966/2000号およびその規則である政令第4,136/2002号によって確立された、国内管轄下の海域での石油およびその他の有害または危険な物質の放出の場合に海事当局が採用した行政手続き、および環境技術報告書(LTA)で定義された環境影響のレベルを定義するために使用されるパラメータ、およびそれぞれの行政罰金の評価。

2017年9月8日に施行された「船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する国際条約」(IMO, 2004)に照らした船舶バラスト水の管理に関する手続、並びに船舶のバラスト水中に存在する有害な水生生物及び病原体の導入リスクの防止、最小化及び排除に関するIMOのガイドラインに照らして、船舶バラスト水の管理に関する手続

2008年9月17日に施行された「船舶上の有害な防汚システムの規制に関する国際条約」(IMO、2001年)に照らして、海洋環境および/または人の健康に有害な防汚システムの使用の管理に関する手続、および、生きた作品に防汚システムを施す必要があるブラジルおよび外国の船舶に対して、IMOが発行した強制的な性質の基準。e

ブラジルの管轄水域における船舶の生物付着の管理に関する手続きは、ブラジル沿岸の特異性を考慮した「侵入水生種の移動を最小限に抑えるための船舶の生物付着の管理と管理のためのガイドライン」、IMO決議MEPC.378(80)に基づいています。

二. 形容

この出版物は、4つの章と11の付録に分かれています。第1章では、国の管轄下にある水域への石油およびその他の有害または危険な物質の排出の場合に海事当局が採用した行政手続きを示しています。第2章では、国の管轄下にある海域で採用される船舶のバラスト水の管理に関する手続きや、違反行為に関する行政手続きについて述べています。第3章では、海洋環境および/または人の健康に有害な防汚システムの使用の管理に関する手順を示しており、ライブワークを塗装する必要があるブラジルの船舶、およびライブワークを塗装するためにブラジルに停泊する外国船、またはIIT体制の下でチャーターされた外国船が採用する。第4章では、ブラジルの管轄海域における船舶の生物付着の管理に関する手続きと、違反違反に関する行政手続きを示しています。

三. 助告

本書は、主にブラジルの管轄海域で運航する船舶の所有者、船舶所有者、海運代理店、運航者、および用船者を対象としています。

四. 主な変更点

実装された主な変更の中で、次のものが際立っています。

- 一) 第1.3条の改正チャプター1;
- 二) 第1章の項目1.4.1のサブパラグラフbへの新しいテキストの挿入。
- 三) 第1章の項目1.4.2のサブパラグラフbの除外。
- 四) 第1章のサブパラグラフおよびサブセクション1.4.2の包含。
- 五) 第1章の項目1.5.2に新しいテキストを含める。
- 六) 第2章の項目2.1.3の変更。
- 七) 第2章の項目2.1.4のサブパラグラフcを含める。
- 八) 第2章第2.3条の改正。
- 九) 生物付着物管理に関する第4章を含める。e

十) 第4章の付録GからKの包含。

五. 分類

この出版物は、ブラジル海軍(PMB)の制御されていない、表向きの、規範的な、および規範的な出版物に分類されます。

六. 交換

この出版物は、NORMAM-401/DPCに代わるものです。

意図的に空白に

チャプター1

油その他の有害物質又は危険物質の国内管轄水域への排出

一.一. 法律第9,966/2000号およびその規則に規定されている行政違反

これらは、ブラジルが批准した国際文書に規定されているものに加えて、法律第9,966/2000号およびその規則である政令第4,136/2002号に含まれる、国内管轄下の水域への石油およびその他の有害または危険な物質の排出によって引き起こされる汚染の防止、管理、および検査に関する規則に違反するものです。

一.二. 侵害の認定

違反は、以下の場合に確認されます。

- 一) それが実践されている時点で。
- 二) その後の検証時。e
- 三) 行政上の問い合わせを通じて。

一.三. 技量

一) DNの司令官、環境海事局の代表、または彼らからサブ委任された者は、以下の義務があります。

一) その管轄区域における石油およびその他の有害または危険な物質による汚染事件を監視および評価します。

二) 法律第9,966/2000号および法律第9,605/1998号に規定されている違反通知を発行する権限のあるAMエージェントを指名する。

三) 有害または危険な性質の船舶、プラットフォーム及びその支援施設並びに乗船する貨物の検査を促進し、1998年2月12日の法律第9,605号(環境犯罪法)及び2000年4月28日の法律第9,966号(水質汚濁法)に規定された状況における違反者の評価を決定すること。AMの場合;e

四) データと情報の取得を決定し、船舶、プラットフォーム、およびそれらの設備に関する事故に対する責任の決定

環境破壊を引き起こした支援、国家環境システムの範囲内で必要な措置のために、港湾沿岸局への転送を提供します。

二)上記IIIからIVに規定する権限が、海事当局の代理人である港長及びその代表者に下委任されている場合には、罰則の適用に関する行為は、次の事項に基づいて義務を負うものとする。

一)港湾局(CP)の本部の管轄区域において、港湾船長又はa項IIIの目的のために権限のある当局として指定された港湾船長の行為により指定された役員

二)警察署(DL)および機関(AG)の管轄区域において、a項のサブパラグラフIIIの目的のために、管轄当局として指定されているそれぞれの代表者および代理人に對して。

三) それは、環境海事局の代表として、港湾沿岸局長の義務です。

一)海事当局の代理人による環境法の適用から生じる行動を調整する。

二)責任の決定に関するデータ、情報、および結果を連邦環境庁に転送し、環境被害の評価と適切な法的措置の開始を行います。

三)裁判官は、最後の手段として、環境汚染に関連する規制および法律に違反したとして海事当局の代理人によって課された罰金について上訴します。

四)油濁による損害に対する民事責任に関する国際条約に関連するブラジル籍船舶の金融保証証書の発行を決定する。e

五)船舶、プラットフォーム、またはそれらの支援施設による汚染を防止するための要件を確立し、基準を策定します。

一.四. 行政手続き

一.四.一. 違反通知 - 作成

一) 違反が発覚すると、付属書Aに従って管轄の違反通知が作成され、これがなければ罰則が課せられることはありません。違反通知は、本章の第1.3条に定められた管轄当局による判断のために、違反者へのコピーとともに作成されるものとします。

二) 違反通知は、以下のいずれかで違反者に通知する必要があります。

一)直々に;

二)彼らの法定代理人による。

三)受領確認書留郵便による。

四)公示により、違反者が不確実で未知の場所で罰金を科された場合、または彼がその住所にいない場合。又は

五)利害関係者の知識の確実性を保証する別の手段によって。

三) 個人的な召喚状の場合、違反通知には、違反者と目撃者(存在する場合)が署名する必要があります。違反者が署名を拒否した場合、その事実は終了します。彼が署名する方法を知らない場合、通知は要求に応じて署名されます。e

四) 本章に記載されている期限は、開始日を除いた満了日を含む連続した日数で計算されます。

一.四.二. 弁護と裁判

一) 第一に、違反者が違反に気づいた日から最大20日以内に、違反通知を発行したCP/DL/AGに抗弁を提出しなければならない。

二) DPCの環境監督は、環境技術報告書(LTA)の作成を担当しています。CP/DL/AGは、この文書の作成に必要なすべての書類を送付する必要があり、その書類はその監督者によって分析および検証されます。

DPCは、事前の抗弁書の提出期限の終了から数えて60日以内にLTAを作成し、CP/DL/AGに送付し、CP/DL/AGからその内容が通知されます

犯罪者に対しては、最大10日以内に、彼が気づいた日から20日以内に、彼の以前の防御を補完することが許されます。

三) 正当に召喚された犯罪者がCP/DL/AGに出頭しない場合、答弁書の提出期間は、召喚状に規定された期間の終了時に開始されます。違反者から要求された場合、OMはそれぞれの報告書のコピーを提出しなければなりません。

四) 所轄官庁は、抗弁またはその補完の提出から、またはこの抗弁が提示されない場合は、その提示期間が経過した後、その判決を下すために、最大30日間の猶予を有するものとします。

五) 判定期限を守らなかった場合でも、審査機関の決定や手続きが無効になるわけではありません。

一.四.三. 資源

違反者が課せられた罰則に同意しない場合、罰金を支払うことなく、彼を裁いたCP/DL/AGに提出され、最後には港湾沿岸局長(DPC)に宛てられた控訴を通じて、決定に対して上訴することができます。

このような控訴は、違反者が判決を認識した日から起算して、最大20日以内に提出する必要があります。

港湾沿岸局長は、最長30日以内に、提出された控訴を裁く。判定期限を守らなかった場合でも、審査機関の決定や手続きが無効になるわけではありません。

一.五. 水質汚濁に対する行政罰金の評価

法律第9,966/2000号(水質汚濁法)の公布により、海事当局は、水質汚濁を引き起こす船舶、プラットフォーム、およびそれらの支援施設に罰金を科す法的権限を維持し、その制限をブラジル管轄水域(AJB)に拡大しました。

この章は、環境行政手続の儀式(第1.4条)を確立し、被行政者に対する敵対的かつ完全な防御の原則を保証します。同様に、環境技術報告書は、政令第4,136/2002号の第50条第III項に規定されているように、行政手続の本質的な部分であり、違反者に罰金を科した当局に対して、適用される罰金の額について、以下の範囲内で助成しなければならない。

合理性の原則。

一.五.一. LTA環境影響レベル

環境技術報告書(LTA)の結論の主要な要素である環境影響レベルを分類するために、環境への影響に密接に関連する次のパラメーターが考慮されます:流出量(HV)、環境感度(SA)、持続性(P)、および応答アクション(AR)。これらのパラメータに基づいて、インシデントは次のように環境への影響のレベルについて評価されます。

- 一) レベル1:軽い環境への影響。
- 二) レベル2:中程度の環境への影響。
- 三) レベル3:深刻な環境への影響。
- 四) レベル4:非常に深刻な環境への影響。 e
- 五) レベル5:非常に深刻な環境への影響。

一.五.二. 行政罰金の評価

政令第4,136/2002号第36条によると、MARPOL条約第73/78号で認められている以外の場合、船舶、プラットフォーム、およびそれらの支援施設による油および油性混合物の排出に対する罰則は、同政令のグループEの罰金であり、これは1,000.00レアル(1,000 レアル)から50,000,000.00 レアル(5,000万 レアル)までさまざまです。カテゴリーAの有害または危険な物質の排出に対する罰則は、政令の第29条および第30条に従って、グループEまたはCの罰金になります。また、カテゴリーB、C、およびDの有害または危険な物質の排出については、政令第32条に従って、グループCの罰金が科せられます。グループCの罰金は、R \$ 1,000.00(1000 レアル)からR \$ 30,000,000.00(3,000万 レアル)の範囲です。

行政罰金の計算には、海事当局によって次のパラメータが考慮されます。

- 一) 流出量(DV) - 水生環境に流出した油および/または誘導体の量(リットル単位)。
- 二) 残留性(P)-オイルが水中に留まる能力は、相対密度、揮発性、および流动点(オイルが位置する温度)の関数として変化します。

流れません)。しかし、輸送される主なオイルの持続性値を一般化および標準化するために、オイルの相対密度を考慮して4つのグループが設定されました(ITOPF、2020/2021)。これらのグループは、相対密度とそれぞれの持続性(日数)の観点から、次のように分類されます。

群	相対密度	持続性(日数)
私	<0.8	1-2
II.	0.8 から 0.85	3-4
III.	0.85 から 0.95	6-7
IV.	>0.95	>7

三) 環境感度(SA) - 環境省(MMA)が作成した環境感度のアトラスに表示される油流出に対する環境感度(SAO)チャートに従って、油との相互作用の結果を予測できるように、その地形学的特性に応じて、AJB内のさまざまな環境を分類します。

一.五.三. 行政罰金の悪化および軽減の状況

一) 対応アクション(AR) - インシデント対応アクションの適時性と有効性に依存します。対応行動を分類するために、初期対応時間、使用された材料の種類と品質、対応チームの構成(チームメンバーの量と技術的能力)とその行動が満足のいくものであったかどうかが考慮されます。ARの有効性の評価は、罰金の額を減少、維持または増加させることができます。

二) 再犯率(R) - 政令第4,136/2002号によると、罰金が科せられる違反の場合、違反者が36ヶ月未満の期間に再犯した場合、再犯は元の罰金をその価値の3倍に増やすことになります。

三) 犯罪者の経済状況(SEI) - 犯罪者の経済規模に応じて、最初の罰金が減額されることがあります、つまり、最終的な罰金は犯罪者の経済状況を考慮に入れます。SEIは、以下の点を考慮します。

民間法人および民間の非営利団体の場合、違反者の経済状況は、次の問題であることを考慮して、会社の経済的枠組みを分類することによって決定されます。

一)零細企業および小規模企業:2012年1月1日に補完法第139/2011号により改正された補完法第123/2006号第3条の項目IおよびIIの記述にそれぞれ適合する法人。

二)中規模企業:年間総収入がR \$ 3,600,000.00(300万および60万レアル)を超える、R \$ 12,000,000.00(1,200万レアル)以下である法人。e

三)大企業:年間総収入がR \$ 12,000,000.00(1,200万レアル)を超える法人。

法人の経済規模の確立されたパラメータを改訂する立法改正は、以前のフレームワークの制限に自動的に影響します。

個人の場合、分類には次の値が適用されます。

一)所得税申告書を免除され、年収がR \$ 28,559.70(28,559レアルと70セント)未満の個人。e

二)年間所得がR \$ 28,559.70(28,559レアルと70セント)を超える所得税申告書を提出する必要がある個人。

所得税申告書の免除のために設定されたパラメータを改訂する法改正は、上記のフレームワークの制限に自動的に影響します。

一.六. 罰金の支払い

罰金は、納付通知を受領した日から5日以内に納付しなければならない。通知は、違反通知を判断した人が、控訴の提出期限が経過したときに行う必要があります。

それが提示された場合でも、または提出された控訴で下された決定についての犯罪者の知識からでも。

一.七. 民事責任と保証金

1969年の油濁による損害に対する民事責任に関する国際条約(CLC-69)に定義されている船舶の所有者は、適用される可能性のある行政罰金に関係なく、領海を含む国土における油濁によって引き起こされた損害について民事責任を負います。

CLC-69の第3条及び第4条にそれぞれ規定されている責任の制限及び過失の除外の利益を享受するためには、2,000トンを超えるばら積み油を貨物として輸送する締約国に登録された船舶の所有者は、金融保証証書を船上に持つていなければなりません。 CLC-69の第7条第2項に定められています。

CLC-69非締約国の船舶が油濁事故に巻き込まれた場合、責任限度の利益を享受するためには、CLC-69第5条に規定する総額以上の基金を構成するか、又は金銭的保証を提示しなければならない。船舶が前述の証明書を持っていない場合、船舶は保持され、汚染から生じる費用の支払いのための保証金が入金された後にのみ解放されます。

一.八. 省略されたケース

省略されたケースや予期せぬケースは、DPCによって解決されます。

チャプター2

バラスト水管理

二.一. 一般条項

二.一.一. アプリケーション

本章は、バラスト水タンクを装備した国内外の船舶で、ブラジルの管轄水域(AJB)を航行する船舶に適用されますが、以下の船舶は例外です。

一) 国が所有し又は運航する軍艦、海軍補助艦艇その他の船舶で、一時的に非商業的な政府業務にのみ使用されるもの

二) レクリエーション/競技のみに使用されるスポーツ船舶およびレクリエーション船舶、または捜索救助目的で使用される船舶で、全長が50メートルを超えず、バラスト水容量が最大8立方メートルのものただし、この章の第2.5条に規定する特定の状況に含まれない場合。

三) 水生環境に排出されない恒久的なバラスト水を含む密閉タンクを備えた船舶、またはバラスト水を運ぶように設計または建造されていない船舶。e

四) AJBで専ら運航するブラジル籍船舶(ただし、本章第2.5条に定める特定の状況に含まれない場合を除く)。

二.一.二. 例外

例外は、バラスト水管理の適用を必要としない緊急事態または特定の状況、すなわち、本章で定められたバラスト水交換/処理手順(基準D-1/D-2、附属書Cに規定)です。

以下の状況は例外と見なされ、仕向港を管轄する海事当局エージェントに報告する必要があります。

一) 人命および/または船舶の安全を守るための不可抗力または緊急事態の場合。

二) バラスト水及びバラスト水に含まれる沈殿物の捕捉又は排出が、緊急時における船舶及び乗員の安全を確保するため又は海上における人命救助のために必要である場合

三) バラスト水及びバラスト水及びバラスト水中の沈殿物が、船舶又はその設備の損傷の結果として偶発的に排出された場合、ただし、損傷又は排出の発生又は発見の前後に、排出を防止し又は最小限に抑えるためにすべての合理的な予防措置が講じられていた場合、かつ、船主、会社、船舶運航者又は責任者が過失により損害を引き起こした場合を除きます。

四) バラスト水及びバラスト水に含まれる沈殿物の捕獲及び排出が、船舶による汚染事故を回避し又は最小限に抑える目的で行われる場合

五) バラスト水及びその中に含まれる沈殿物の排出が、当該バラスト水及びその堆積物の全てが発生した場所において行われる場合において、かつ、バラスト水及び他の地域の堆積物との混合が生じていないことを条件として、e

六) 不測の事態において、処理によるバラスト水の管理が不可能な場合、不測の事態を考慮して、本章の項目2.3.1のガイドラインに従って、管轄区域の海事当局代理人に交換の使用について通知する必要があります。

二.一.三. 免除

港湾沿岸局(DPC)は、AJBで独占的に運航する外国船籍の船舶が、適切な一時登録証明書(AIT)またはブラジル特別登録(REB)を所持している場合に限り、自発的な要請によりバラスト水管理の実施を免除することができます。本船が送付したバラスト水に関する書類を十分に確認し、DPCが「*Certificate of Exemption (CISEN)*」を発行した後、本章第2.5条に規定されている特定の状況を除き、これらの船舶は、AJB滞在中のバラスト水管理(バラスト水交換・処理、基準D-1/D-2、附属書C)の実施が免除されます。

バラスト水の管理が免除されるすべての船舶は、バラスト水及びその沈殿物による環境汚染をできる限り回避するように運航しなければならない。

本条で言及されているバラスト水管理の免除は、本章第2.2条の2.2.1号(文書化)の遵守を船舶が免除するものではなく、CISENを有する船舶もバラスト水に関する書類を最新の状態に保つ必要があります。

AJBで独占的に運航するために海外から来航し、基準D-2を満たさない外国船籍の船舶は、AJBへの1回の到着航海中に、基準D-1による船舶のバラスト水管理許可を申請する必要があります。

二.一.四. 免除証明書(CISEN)

一) 免除申請は、DPCのウェブサイト(www.dpc.mb)の「ユーザーサービスレター」に記載されているガイドラインに従って、dpc.secom@marinha.mil.br 経由で転送する必要があります。

二) 免除証明書は最長5年間有効で、付録Bに規定されたモデルに従います。

三) DPCが発行する免除証明書のみが、AJBで運航する船舶に有効です。船舶の旗国によって、または船舶の旗国に代わって一方的に発行された免除は、AJBでは無効です。

二.一.五. プラットフォーム固有のガイドライン

一) 堀削または生産のための半潜水型および浮体式プラットフォームは、バラスト水がブラジルに到着した時点で、国際水域からバラスト水の交換または処理の手続きの対象となります。

二) 半潜水型および浮体式生産プラットフォームは、操業場所に設置された時点から、リース期間中にバラスト水交換/処理手順が自動的に免除されます。e

三) 半潜水型および浮体式掘削プラットフォームは、ブラジル領海および排他的経済水域(EEZ)で移動が行われる場合、バラスト水交換/処理手順が自動的に免除されます。

二.二. バラスト水管理の要件

ブラジルの港またはターミナルに寄港する船舶は、船舶が本章に準拠しているかどうかを判断する目的で、海軍検査の対象となります。

二.二.一. ドキュメンテーション

第2章(第2.1.1項適用)の規定の対象となるすべての船舶は、バラスト水に関する次の書類を所持していなければなりません。

一) バラスト水管理計画書(BWMP) - この目的のために安全で効果的な手順を確保することを目的としています。この計画書は、船舶の運航文書に含める必要があり、各船舶に固有であり、次の指示が含まれている必要があります。

一) バラスト水管理に関する船舶と乗組員の詳細な安全手順。
 二) バラスト水管理を実施するために取るべき行動の詳細な説明
 三) バラストタンクからの沈殿物を海上または陸上で処分するための手順を詳述する。

四) 船舶が運ぶバラストを代表するバラスト水サンプルの収集が可能なポイントを示します。

五) 本計画が正しく実施されることを確保する責任を有する役員を船上に任命すること。

六) 船舶の作業言語で書かれていること。使用する言語が英語でない場合は、その言語への翻訳を含める必要があります。e

七) ブラジルの船舶にはポルトガル語で書かれていること、および/またはAJBでのみ運航されている一時登録証明書(AIT)が記載されていること。これらの船舶が

また、長距離航行で動作させるには、前項の規定に従う必要があります。

二) 国際バラスト水管理証書(BWMC) - 第2章(項目2.1.1)の規定に従い、浮体式プラットフォーム、FSUおよびFPSOを除き、400ABを超える船舶は、船舶がバラスト水条約(2004年)および本章に定められた要件に準拠していることを証明するために、旗国または旗国旗国旗に代わって発行される国際バラスト水管理証書(BWMCまたはIBWMC)を所持していなければなりません。証明書には、船舶が採用する規格(D-1 - Ocean Ballast ExchangeまたはD-2 - Ballast Water Performance)が明記されている必要があります。

BWMCの形式は、NORMAM-331 / DPCに規定されているモデルに準拠している必要があります。

証明書の作成言語に関連して、パラグラフaのサブパラグラフVIおよびVIIの規定を遵守してください。

三) バラスト水記録簿(BWRB) - バラスト水の摄取、循環、または処理に関する情報を記録するために使用する必要があります。バラストの海中への排出、受入施設へのバラストの排出、その他の偶発的および/または異常な排出も記録する必要があります。

一) レコードブックは、電子登録システムである場合もあれば、別のブックまたは登録システムと統合されている場合もあり、少なくともNORMAM-331 / DPCで規定されているモデルで指定された情報が含まれている必要があります。

二) BWRBでの進水は、最後の進水が行われた後最低2年間は船舶に留置され、その後は最低3年間は船主の管理下に置かれるものとする。

三) 本章で免除されていないバラスト水の排出が発生した場合は、排出の状況と理由を記載したリリースをBWRBに提出するものとします。

四) バラスト水情報の提出 - バラスト水情報は、一般エントリー宣言(NORMAM-204/DPCの附属書1-B)またはエントリーアドバイス(NORMAM-204/DPCの附属書1-H)の特定の情報表に、該当する場合に含める必要があります。

ブラジル船舶およびAITで傭船された船舶のバラスト水管理計画書および証書は、海事当局を代表して行動する権限を委任したブラジルの船級協会によって承認されなければなりません。他の旗国の船舶は、旗国の行政または旗国が認めた組織によって計画が承認されなければなりません。

二.三. バラスト水管理法

二.三.一. 船舶バラスト水の交換に関する一般ガイドライン(船舶バラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する国際条約-BWM条約の基準D-1)。

2024年8月9日現在、バラスト水管理条約の規定の対象となるすべての船舶、したがって本基準の規定が適用される船舶は、DPCが発行した免除証書を有する船舶を除き、および/または不測の事態が発生した場合には、第2.1.2条のf)項に規定されている基準D-2に準拠する必要があります。

バラスト水を交換する際には、乗組員と船舶の安全面を念頭に置き、良好な気象条件の下で行う必要があります。本船が採用する措置のうち、以下の事項が必須です。

一) 船舶は、この章に定める手続を考慮して、最も近い陸地から少なくとも二百海里以内で、かつ、水深二百メートル以上の水域でバラスト水を交換しなければならない。バラスト水の交換は、IMOが推奨し、附屬書Cに記載されている方法のいずれかによるものとして受け入れられます。

二) 船舶が(a)の規定に従ってバラスト水交換を行うことができない場合には、当該変更は、最も近い陸地から可能な限り遠く、かつ、すべての場合において、少なくとも五十海里、かつ、少なくとも二百メートルの水深で行わなければならない。

三) 船舶は、前各号の規定に従うため、航海計画を逸脱し、又は航海を遅延させることを要してはならない。この場合において、船舶は、本章第2.1.2号の規定に従って自己を正当化しなければならない。

四) バラスト水の変更を受ける船舶は、(a)及び(b)の変更が悪天候、船舶の過度のストレス、設備の故障その他の異常な状態により、船舶、その乗組員又は乗客の安全又は安定性を脅かすと船長が合理的に判断した場合には、(b)項を遵守することを要求されないものとする。

五) 船舶がバラスト水交換に連続フローまたは希釈法を使用する場合、タンクの容積の少なくとも3倍をポンプで汲み上げる必要があります。

六) 船舶がバラスト水を交換するときは、バラスト水交換の体積の少なくとも95%の効率で交換する必要があります。

七) 水が交換されたタンク/ホールドのみがバラストを除去できます。

八) 生態学的に敏感な地域、自然保護ユニット(UC)、または環境機関や衛生機関によって設立されたその他の予防地域において、AJBのバラスト水の排出は、海図にプロットされている場合、禁止されています。e

九) 船舶の敗北により、サブパラグラフaおよびbの規定を遵守することができない場合、船舶はバラスト水の交換を免除されず、敗北の最も深い部分でバラスト水の交換を行わなければなりません。

二.三.二. バラスト水性能基準(バラスト水及び船舶の沈殿物の規制及び管理に関する国際条約の基準D-2)への適合に関する一般ガイドライン

2020年10月28日以降にバラスト水処理装置(BWMS)を搭載した船舶は、バラスト水処理装置承認コード(BWMSコード)を遵守する必要があります。

2020年10月28日より前に船上に設置されたバラスト水処理装置は、決議MEPC.174(58)で採択されたガイドラインに従って承認されている可能性があります。

一) バラスト水処理装置の自己監視パラメータ - バラスト水処理装置の承認に関する規則(BWMS規則)に規定されているように、システムは、海軍検査中に必要な場合、その動作に関する情報を提供する必要があります。によって

少なくとも、以下の自己監視パラメータを検査に利用できるものとします。

一)一般情報:船舶名、IMO番号、バラスト水処理装置の製造業者と型式指定、バラスト水処理装置のシリアル番号、船舶へのバラスト水処理装置の設置日、公称システム処理能力(TRC)、処理の種類(インライン/タンク内)

二)運転パラメータ:記録されたすべてのパラメータには、該当する場合は時間タグを付ける必要があります。BWMS運転モードおよびバイパス運転(捕獲、荷降ろし、加熱、清掃、始動など)、運転中のバラストポンプ(はい/いいえ)、船上で情報が利用可能な場合、システムの排出フロー、バラスト水の操作に関するタンクの表示(実行可能な場合)。

三)バラスト運転に関する位置情報は、自動的に記録されることを推奨します。それ以外の場合は、必要に応じてバラスト水ログブックに手動で入力する必要があります。行政機関は、船舶の建造中にBWMSが設置されている船舶に対して、可能な限り自動位置情報記録を使用することが奨励されます。

四)アラートとシステム表示:すべてのシステムにはアラート体制が必要です。各アラームは登録する必要があります。検査を支援するために、可能であれば、各バラスト操作後にアラームレコードを含む要約を自動的に記録する必要があります。

五)一般的なアラームには、運転中の自動停止、メンテナンス期間、バイパスバルブの状態、および必要に応じてシステムの動作モードを表すBWMSバルブが含まれます。

六)運用アラーム:関連するパラメータが管理者によって設定された値を超えるたびに、システムはアラームを提供する必要があります。さらに、関連するパラメータの組み合わせがシステム仕様を超えた場合は、個々のパラメータが承認された範囲を超えていない場合でも、アラームをログに記録する必要があります。BWMSに関する安全パラメータ(乗組員、貨物、船舶の安全性)が承認された制限を超える場合、

アラート/アラームは必須です(例:適切な測定ポイントの水素レベル)。e

七) 管理では、システム設計や将来の使用に応じて、追加のアラートが必要になる場合があります。

二)標準D-2の指標分析 - 指標分析とは、主に船舶のバラスト水サンプルの生物学的、化学的、または物理的パラメータの間接的な測定を通じて、バラスト水条約の規則D-2に定められた生物学的性能基準への船舶の適合性を迅速に検証することを意味します。指標となる方法の例としては、溶存酸素レベル、残留塩素レベル、アデノシン三リン酸(ATP)、核酸、クロロフィルa、可変蛍光などの測定があります。

三) 標準D-2の詳細な分析 - 詳細な分析とは、バラスト水条約の規則D-2に規定されている生物学的性能基準への準拠を直接検証するための、より複雑な試験の実施を意味します。したがって、詳細な分析により、バラスト水サンプル中の生存生物の単位体積あたりの濃度は、D-2基準で規定されているものと直接比較できます。このようなテストでは、D-2規格に従ってテストされるサイズクラス/グループに従って、生物の濃度を正確に測定する必要があります。さらに、使用/使用に適した検出限界が必要です。

D-2 規格の長さを確認するための推奨方法は、付録 D に記載されています。IMOの範囲内で推奨される可能性のある新しい方法論は、このNORMAMの目的に対して有効であると見なされます。

四)バラスト水の規制及び管理に関する国際条約(IMO、2004年)の発効 - 2017年9月8日のバラスト水の規制及び管理に関する国際条約の発効により、すべての船舶は、バラスト水管理計画書、バラスト水記録簿、バラスト水管理の国際証明書を船に積み込み、検査できるようにする必要があります。

二.四. 船舶の堆積物管理

AJBsのバラスト水タンクからの沈殿物の投棄は禁止されています。

堆積物の処分は、堆積物の受け入れのための適切な施設が提供されている港やターミナル、および/または船舶がドッキングしているときに実施する必要があります。このような受け入れ施設は、環境、公衆衛生、財産、資源を損なうことなく、堆積物を適切に処理する必要があります。

沈殿物の除去および処分の手順は、船舶のバラスト水管理計画書に記載する必要があります。

二.五. 特定の状況

二.五.一. 国内港・ターミナル間航行

異なる河川流域の港湾・河川ターミナル間を航行するすべての船舶は、バラスト水を管理する必要があります。BWMSが運用されていない船舶は、海路間の通過時にバラスト水を交換する必要があります。

二.六. 検査

海軍検査による監督は、バラスト水管理の重要な要素であり、したがって、採用された管理体制に基づいており、国際的な慣行と一致している必要があります。

二.六.一. コントロール

一)手続き - 本船が採用するバラスト水管理システムの管理は、バラスト水管理計画書およびバラスト水情報フレームワーク(NORMAM-204/DPCの附属書1-Bに含まれる)またはエントリー通知書(NORMAM-204/DPCの附属書1-H)の検証に基づいて行われます。バラスト水登録簿及び国際証明書は、バラスト水登録簿及び国際証明書についても、そこに含まれる放出物並びにそれぞれの有効期限及び承認に関しても検査される。

以下のトピックは、海事局エージェントによる確認の対象となる場合があります。

一)バラスト水管理計画書では、船舶がどの管理システムを採用しているか(変更された場合はどのような方法か、BWMSを使用している場合はどのシステムが使用されているか、承認された型式証明に含まれる情報)を確認します。

二)バラスト水情報フレームワーク(NORMAM-204/DPCの附属書1-Bに含まれる)またはエントリー通知(NORMAM-204/DPCの附属書1-H)が該当する場合、正しく完成しているかどうかを確認します。

三)旗国の所轄官庁が発行する国際バラスト水管理証書、または該当する場合は免除証書の有効性を確認すること。

四)バラスト水記録簿で公開された記録を確認してください。

五)海事当局代理人の裁量により、船舶が採用した管理システムに従ってコンプライアンスの検証を示すために、バラストタンクから水サンプルを収集することができます。e

六)ナビゲーションログ、マシンログブック、デイリータンクサーベイブックなどの他の利用可能なドキュメントは、追加情報を収集するために必要になる場合があります。

二)標準化 - 国際証書とバラスト水記録簿は、条約の付属書IおよびII(NORMAM-331/DPC)に規定されている基準に従う必要があります。

二.六.二. インプリメンテーション・インストゥルメント

一)罰則と制裁 - AJB内で本章の規定に違反することは禁止されており、制裁は国内法に従って定められています。これが発生した場合、海事当局代理人は、法律に従って行政手続きを開始しなければならず、また、船舶の港またはターミナルへの入港を警告、拘留、または禁止するための措置を講じることができます。

海事当局代理人の裁量により、当該船舶は、本章に定める手続に従ってバラスト水の荷降ろし、交換又は処理を目的として、港又はターミナルを出港する許可を得ることができる。

この章に定める規定に違反した場合に適用される制裁は、違反の重大性に応じて、国際航行に適用される他の罰則と整合し、かつ、政令第6,514/2008号に定める値に従って決定するものとする。

二) 海軍検査 - 海事当局の代理人は、船舶のパス/ディスパッチの発行時、およびブラジルおよび外国の船舶に対する海軍検査を実施することにより、本章の遵守を確認するものとします。

二.六.三. 違反

本章で定められた規則に違反する作為または不作為は、違反となります。

二.六.四. 技量

一) 海事当局の代理人 - 海事当局の代理人(法律第9,605/1998号第70条第1項)は、環境違反の通知を作成し、行政手続を開始する義務があります。

二) 港湾沿岸局長(DPC) - DPCは、海事環境局の代表として、本章の違反に関する課せられた罰金について、最終審で上訴を判断する義務があります。

二.六.五. 紛争処理手続の開始に関する具体的な規則と手続

一) 行政手続 - 法律第9,605/1998号第70条に規定されている行政手続は、海事当局の注意を引いた事実を調査する範囲を有しており、違反の可能性とその加害者、ならびに重大な違反行為および検査中に発見された違反の検証を目的としています。

本章に定める行政手続は、適法性、目的、動機、合理性、比例性、道徳性、十分な防御、敵対的手続、法的確実性、公共の利益及び効率性の原則、並びに政令第6,514/2008号第95条に規定された基準によって導かれるものとする。

二) 環境違反の認定期限(法律第9,605/1998号第71条)。

一)違反通知:

- 環境行政違反の発生が確認された場合、違反通知が作成され(付録A)、違反者に通知されなければならず、矛盾した完全な防御が保証されます。

- 違反者は、違反を認めた日から20日以内に、違反通知に対する防御を申し出ることができます。

- 抗弁は書面で作成され、違反通知の規定とそれに付随する条件と矛盾する事実と法的根拠、ならびに違反者が自分に有利に提出しようとする証拠の仕様を、正当に正当化して含まなければならない。

- 違反者は、弁護士または法的に構成された弁護士によって代理される場合があり、この目的のために、彼は弁護側にそれぞれの委任状を添付しなければならず、その添付のために最大10日間の期間を要求することができます。

- 締め切り後に提示された場合、弁護は知られません。正当化されていない人々によって。または無能な体の前で。

- 違反者は、彼が主張した事実を証明する責任があり、判断機関は彼の有罪判決に必要な証拠の提出を要求することができます。

- 抗弁が提示されたかどうかにかかわらず、審査機関は、30日以内に違反通知を判断し、罰則の適用を決定します。

- 判決の期限に従わなかった場合でも、審査機関の決定およびプロセスが無効になるわけではありません。e

- 違反通知が判断されると、違反者には、受領確認書、または通知の受領から5日以内に罰金を支払うこと、または控訴を提出することを確実にするためのその他の有効な手段が記載された郵便で通知されます。

違反通知には、違反者、その代理人、または法定代理人が署名する必要があります。違反者が署名を拒否した場合、その事実は、2人の証人の立会いの下で、海事当局の代理人によって有効とされ、彼が署名する方法を知らない場合、通知は要求に応じて行われます。行政違反の責任者が回避または不在の場合、特定された代理人が不在の場合、発行代理人は、以下の規定を適用するものとする。

前の段落では、違反の通知を受領確認書またはその知識を確保するための他の有効な手段で郵便で転送します。

二)最後の行政インスタンスにおける上訴の要求:

- 抗弁が支持されていない場合、または違反者が課せられた罰則に同意しない場合、彼はまた、最後の行政事件における上訴によって、海事当局エージェントの決定の通知日から20日以内に、DPC宛てに、それを発行した当局に決定を上訴することができます。DPCは、控訴を受領した日から、正当な理由に基づいて決定を発行するために30日間の猶予があります。

- いかなる性質の控訴も、決定を下した当局に宛てられ、再審理されない場合は、5日以内に上級当局に送達される(1999年法律第9,784号第56条)。

- 期限後に提出された場合、控訴は審理されません。無能な体の前で。または正当化されていない人々によって。

- 1998年法律第9,605号以外の法的規定に関する行政手続の決定に対して控訴が提起された場合、控訴機関および各規定に定められた期限を遵守する必要があります。

二.六.六. 罰則

一) 行政違反は、法律第9,605/1998号および政令第6,514/2028号に規定されている制裁で罰せられます。

二) 違反者が同時に二つ以上の犯罪を犯した場合、それらに課せられた罰則は累積的に適用されるものとする。

三) 単純な罰金は、違反者に適用されます。

一)行われた不規則性について。e

二)それは海事局のエージェントの検査に恥ずかしさに反対するとき。

四) 罰金は、負傷した法的対象物に基づいて行われます。

五) 罰金の額は、1998年法律第9,605号を規定する政令第6,514/2008号に従って規定されます。

六) 海事当局エージェントは、違反通知を作成する際に、次の点に注意する必要があります。

一)違反の理由とそれが公衆衛生と環境に及ぼす影響を考慮した事実の深刻さ。

二)環境的に関心のある法律の遵守に関する犯罪者の背景。e

三)犯罪者の経済状況。

七) 海事当局の代理人は、防御を分析する際に、職権上または挑発に応じて、課せられた罰金の支払いに關係なく、侵害された項目に定められた制限を尊重し、以前の規定を遵守し、または違法性がある場合は記録を取り消し、または利便性と機會の基準に従って記録を取り消すことができます。

八) 海事当局代理人は、違反通知の管理過程を分析する際に、該当する場合は、法律第9,605/1998号の第14条および第15条の規定を遵守するものとする。e

一)同じ違反者による新たな環境違反の行為は、前回の違反通知の発行から起算して5年以内に行われるため、以下のことを意味します(政令第6,514/2008号第11条)。

二)同じ違反を犯した場合、トリプルの罰金の適用。又は

三)異なる違反の手数料の場合には、二重の罰金の適用。

二.六.七. 連邦政府のアクティブ・デットへの登録

課せられた罰金を支払わなかった場合、犯罪者は連邦政府のアクティブ・デットに登録され、警察署、警察署、および機関は、行政手続きの完全なコピーを国庫検事局に送付する必要があります。

二.六.八. 省略されたケース

本章で省略または定められていないケースについては、DPCが解決するものとします。

意図的に空白に

チャプター3

有害な防汚システム

三.一. 一般条項

三.一.一. アプリケーション

本章は、ライブワークスを防汚システムで塗装する必要があるブラジル船舶、およびライブワークスを塗装するためにブラジルに停泊する外国船舶、またはAIT(Temporary Registration Certificate)制度に基づいてチャーターされた外国船舶に適用されます。

この章は、軍艦、海軍の補助艦艇、または国が所有または運航し、一時的に非商業的な政府業務にのみ使用されるその他の船舶には適用しない。

この規格の導入の定義によれば、「船舶」という表現には、海事当局への登録の対象となり、水上を移動する可能性のあるプラットフォームおよびその他の構造物が含まれることに注意してください。

本章の適用に当たっては、以下の条件を遵守するものとする。

一) 管理、検査及び検査措置の採用は、船舶の運航又は運航能力を害してはならない。 e

二) 船舶が不当に港に留置されたり、遅延したりすることを防ぐために、可能な限りの努力を払う必要があります。

三.二. 防汚塗料の手順と認証

三.二.一. 有害な防汚システム

本章の目的上、附属書Eによれば、殺生物剤として市販されているイルガロール1051として知られているスズおよび/またはシブトリンの有機化合物を含む防汚システムは、環境および人の健康に有害な防汚システムと見なされる。

三.二.二. 船舶における有害な防汚システムの使用管理

一) 実施 - 新しい防汚システムが有害であると認識される範囲で、そのような物質を含むシステムを備えた船舶は、附屬書Eに指定された要件と期限を満たす必要があります。

要件が満たされると、船舶は、防汚システムの使用を効果的に管理する目的で、サブパラグラフdおよびe および附屬書Fに従って発行された「国際防汚システム証明書」または「防汚システム宣言」を受け取る必要があります。 この証明書または宣言書は、船舶の運航書類に記載する必要があります、これらの書類に含まれるすべての項目に記入する必要があります。

「防汚システム登録」は、「国際防汚システム証明書」にも添付する必要があります。

「国際防汚システム証明書」、「防汚システム宣言」、「防汚システム登録」、およびポルトガル語および英語形式でのそれぞれの登録の承認は、NORMAM-331/DPCの付録XXV、付録Bに記載されています。

二) 文書の発行 - 「International Certificate of Antifouling System」およびそれぞれの「Registration of Antifouling Systems」は、c項およびd項に規定されているように、船級協会または専門機関によって発行されなければなりません。「防汚システム宣言」は、所有者または代理人が発行し、所有者または代理人が発行し、e項に規定されているように、そのいずれかの所有者または代理人によって承認されなければなりません。

三) 船級協会と専門機関 - AMによって認定された船級協会と専門機関のリストは、港湾沿岸局のウェブサイトで見つけることができ、これらの機関の認識に関する詳細情報は、NORMAM-331 / DPCを通じて入手でき、ウェブサイトでも入手できます。

四)国際防汚システム証明書と防汚システム登録 - 「国際防汚システム証明書」の提示

また、「防汚システムの登録」は、ABが400以上の船舶に義務付けられています。

一) ブラジルの船。

二) 防汚システムを使用したライブワークの塗装のためにブラジルに停泊する外国船。e

三) 防汚システムを使用し、AIT制度の下でブラジルで傭船されている船舶。

「国際防汚システム証明書」は、NORMAM-201/DPCの規定に従い、航行安全証明書(CSN)の発行のための初期調査または更新調査を十分に完了した後に発行されなければなりません。

「防汚システムの登録」は、「国際防汚システム証明書」に恒久的に添付する必要があります。

五) 防汚システム宣言書 - ブラジルの船舶の全長が24メートル以上、ABが400メートル未満の船舶、および全長が24メートル未満の船舶は、以下の事項を遵守した上で「防汚システム宣言書」を掲示する必要があります。

一) 全長24メートル以上GLが400未満の船舶、およびNORMAM-201/DPCによる検査の対象となる全長24メートル未満の船舶は、調査を実施した機関が検証した「防汚システム宣言書」を携帯する必要があります。

二) NORMAM-211/DPCによる検査の対象となる全長24メートルを超えるスポーツ船舶およびレクリエーション船舶は、船舶の所有者または船主が署名した「防汚システムに関する宣言書」を携帯する必要があります。

三) スポーツ船、レクリエーション船、およびNORMAM-201 / DPCによる検査を受けない長さ24メートル未満の船舶は、船主または船舶の所有者が署名した「防汚システムに関する宣言」を携帯する必要があります。e

四) 小型船舶は「防汚システム宣言書」の提出を免除されますが、禁止されている防汚システムの使用禁止の遵守は免除されません。

三.二.三. すでに船体が損傷のない防汚システムで塗装されている船舶

有害なシステムにシーラントの層をすでに適用している船舶、または附属書Eの化合物を含まない防汚システムで船体がすでに塗装されている船舶は、以下のいずれかのオプションに従う必要があります。

一) 国際証明書/宣言書には、塗装サービスを実施した造船所または会社によって発行された、使用される防汚塗料が付録Eに記載されている物質を含まないことの証明を添付してください。塗布された塗料の請求書のコピーも添付する必要があります。この証明書/宣言書には、適用日とサービスが実施された場所を含める必要があります。「防汚システムの登録」には、可能な場合は、塗装および塗布された塗料の技術データ。又は

二) 国際証明書/宣言書には、塗料製造業者が発行した防汚塗料が附属書Eに含まれる物質を含まないことを示す証明書を添付し、国際証明書/宣言書には塗装の日付を記載すること、また「防汚システム登録簿」には塗装日と製造業者が認定した塗料の種類を記載すること。

修理が生きている作品の特定の領域でのみ発生する状況では、船体塗装のレタッチにより、新しい国際証明書/宣言を発行する必要はありません。ただし、塗料メーカーが発行した証明書を添付して、塗布された塗料に付録Eに記載されている化合物が含まれていないことを証明する必要があります。この乾燥の日付、および塗布された塗料の技術データの説明は、「防汚システムのレジストリ」に含める必要があります。この情報は、項目3.2.2のサブパラグラフeに該当する船舶の「防汚システム宣言」に追加する必要があります。

三.二.四. 検査

第3.2.2号のd及びeに規定する船舶は、固定式及び浮体式プラットフォーム、FSU及びFPSOを除き、本章の規定に基づく検査の対象となります。

検査の対象となる船舶は、以下の事後に、国際証書/登録証書または申告書、または国際証書/登録証書または申告書の更新を申請する必要があります。

- 一) 最初の正義;
- 二) NORMAM-201/DPCで言及されている船舶について、5年ごとに更新調査を実施。
- 三) 防汚システムの最初の交換が行われるときの検査。e
- 四) 検査は、使用される防汚システムの有効性に応じて、防汚システムのその後の変更に関連しています。

三.二.五. 海軍検査に必要な書類

海軍検査では、「国際防汚システム証明書」が必要であり、「防汚システム登録」または「防汚システム宣言」が添付されます。

船舶が本章に同意していないと疑う明確な兆候がない限り、海軍検査は、サブセクション3.2.2のサブパラグラフc、d、eに規定された条件に従って、「国際防汚システム証明書」および「防汚システム登録」または「防汚システム宣言」の船上の存在を確認することに限定されます。

三.二.六. 国際証明書と宣言の有効性

「国際防汚システム証明書」および「防汚システム宣言」は、以下の場合に無効となります。

- 一) 防汚システムが交換され、新しい証明書または宣言が本章に従って発行されない場合。e

二) ブラジル船舶の旗が他国の旗に変更された場合。

三.二.七. 廃棄物管理

有害な化合物を使用する防汚システムによって生成された廃棄物を海に投棄することは禁じられています。この廃棄物(塗料の残留物や汚れた生物)は、環境に適した方法で処分する必要があります。

この廃棄物の収集、輸送、保管、および最終処分は、この種の活動について管轄の環境機関によって認可された専門会社の責任でなければなりません。

三.三. 検査

三.三.一. 検査システム

本章の違反、非難、または関連する状況が正当化される場合には、海事当局の代理人は、船舶が海洋環境または人の健康に損害を与える脅威を引き起こさないことを確保するための措置を講じるものとします。

附属書Aは、環境違反通知の記入モデルを示しています。

三.三.二. コントロール

2船舶における有害な防汚システムの使用禁止の管理は、本章第3条第2項の規定に基づく「国際防汚システム証明書」、「防汚システム登録」及び「防汚システム宣言」の調査及び検査に基づいて行わなければならない。検査官の裁量により、防汚システムの完全性、構造、または運用に影響を与えない船舶の防汚システムの小さなサンプルを採取することができます。ただし、当該サンプルの結果を処理するのに必要な時間は、船舶の移動、運航及び出航を妨げる理由として使用してはならない。

三.三.三. 標準化

「国際防汚システム証書」、「防汚システム登録」および「防汚システム宣言」は、船舶上の有害な防汚システムの管理に関する国際条約-**AFS**条約に定められた基準に準拠しています。

三.三.四. インプリメンテーション・インストゥルメント

一) 手続き - 本章の規定に対する違反は、ブラジルの管轄水域内では禁止されており、制裁措置は国内法に従って定められています。これが発生した場合、海事当局エージェントは、法律に従って行政手続きを開始するとともに、船舶の港またはターミナルへの入港を警告、拘留、または禁止する措置を講じることもできます。

船舶は、ブラジル沿岸の港、造船所又はターミナルにおいて、海事当局の正当な認定を受けた代理人により、船舶の防汚塗料システムが本章の規定に従っているかどうかを判断するための検査を受けることができる。

二) 海軍検査 - 海軍検査官は、ブラジルの港、造船所、ターミナルで海軍検査を実施する際に、本章の遵守を確認するものとします。

三.三.五. 侵害、制裁、罰則

本章に定める戒律に従わなかったために科せられる罰金は、違反の重大性に応じて、航海に適用される他の罰則と整合し、かつ、定められた値に従って決定するものとする。

1998年法律第9,605号第70条と2008年政令第6,514号第64号により、ブラジルの管轄水域における有害な防汚システムの使用により、特に人の健康と海洋環境に深刻なまたは不可逆的な損害が及ぶリスクの結果として、海事当局が採用した予防措置に違反する作為または不作為は違反となります。

三.三.六. 侵害の認定

違反行為とその資料の著者は、以下の場合に確認されます。

- 一) それが実施されたとき、または検査中に。
- 二) その後の検証時。 e
- 三) 行政手続を通じて。

三.三.七. 著者資料

本章に規定されている違反行為については、以下の者が責任を負います。

- 一) 船舶の所有者、個人または法人、または彼/彼女を法的に代表する者。
- 二) 船舶の所有者または運航者(船舶が所有者によって武装または運航されていない場合)。 e
- 三) 公法または私法に基づき、船舶を法的に代表する個人または法人。

三.三.八. 技量

一) 海事当局の代理人 - 管轄当局として指定された海事当局の代理人(法律9,605/1998の第70条、第1項)は、環境違反の通知を作成し、行政手続きを開始する義務があります。

二) 港湾・沿岸局長 - 船舶による汚染防止のための海事当局の代表として、禁止されている防汚システムの使用により、環境汚染防止に関連する法律および規制に違反して科せられた罰金について、最後の審理において、上訴を審理することは、港湾・沿岸局長の義務です。

三.三.九. 紛争処理手続の開始に関する具体的な規則と手続

一) 行政手続 - 法律9,605/1998の第70条に規定されている行政手続は、海事当局の注意を引いた事実を調査する範囲を持ち、違反の可能性とその加害者、ならびに重大な違反行為および検査中に発見された違反の検証を目的としています。

この章に定める行政手続においては、敵対的かつ全面的な防衛が、それに内在する手段及び資源とともに確保される。

二) 環境違反の調査期限

一)通知が作成されたら、違反者は、通知を知った日から起算して、20日以内に自己の弁護を提出するか、違反通知に異議を唱えることができます。

二)違反通知の判断は、弁護または異議申し立てが提示されたかどうかにかかわらず、発行日から起算して60営業日以内に、管轄当局が正当な理由のある決定を下さなければなりません。

三)違反通知が支持された場合、罰則が定められ、違反者に通知されます。

e

四)違反者は、通知を受領した日から5営業日以内に罰金を支払う必要があります。

違反通知には、違反者、代理人、または法定代理人、および証人(存在する場合)が署名する必要があります。違反者が署名を拒否した場合、2人の証人の立会いのもと、管轄当局によって事実が確定されます。彼が署名する方法を知らない場合、通知は彼の要求に応じて取得されます。

三) アピールの

一)抗弁が支持されず、違反者が課せられた罰則に同意しない場合でも、違反者は、20営業日以内に、罰則を発令した海事当局の代表者を通じて、港湾沿岸局長に宛てた最後の行政事件における上訴により、決定に対して上訴することができる。海事当局代理人の決定の通知日から数えられます。港湾沿岸局長は、控訴を受領した日から、正当な理由に基づいて決定を下すために30日間の猶予を有するものとする。

二)いかなる性質の控訴も、その行為が提起された当局に提出されなければならず、そうすれば、当局は、その考慮事項と議論とともに、その行為が提起された当局に転送することができる。e

三) 1998年法律第9,605号以外の法的規定に関連して、行政手続の決定に対して控訴が提起された場合、控訴機関および各規定に定められた期限を遵守する必要があります。

三.三.十. 罰則の適用

- 一) 行政違反は、単純罰金の制裁で罰せられます。
- 二) 違反者が同時に2つ以上の違反を犯した場合、彼らに課せられた罰則は累積的に適用されます。
- 三) 違反者には単純な罰金が適用されます。
 - 一) 第3.5条に従って行われた不正行為。
 - 二) 当局の代理人の検査に恥ずかしさに反対する場合海上。
 - 四) 罰金は、負傷した、または傷害の恐れのある法的対象物に基づきます。
 - 五) 罰金の額は政令6,514/2008で規定されており、最低R\$ 500.00(500レアル)、最高R\$ 2,000,000.00(200万レアル)です。
 - 六) 海事当局代理人は、違反通知を作成する際に、次の事項を遵守して、当該行為に適用される罰金、および該当する場合は、本章で定められたその他の制裁措置を示さなければならない。
 - 一) 違反の理由とそれが人間の健康と海洋環境に及ぼす影響を考慮した事実の深刻さ。
 - 二) 環境に関する法律の遵守に関する違反者の記録。 e
 - 三) 犯罪者の経済状況。
 - 七) 所轄官庁は、不服申立てを分析する際、職権上または挑発により、課せられた罰金の支払いにかかわらず、違反した項目に定められた制限を尊重し、以前の規定を遵守し、または違反通知を取り消すことができます。違法性がある場合は、便宜上および機会の基準に従って、違反通知を取り消すことができます。

八) 所轄官庁は、違反通知の管理過程を分析する際に、罰則を軽減または悪化させる状況について、該当する場合は、法律第9,605/1998号の第14条および第15条の規定を遵守するものとする。

同じ違反者が5年以内に本章に対する新たな環境違反を犯した場合、再発を構成する。

再発した場合、新たな違反行為に対して科せられる罰金は、その額が3倍になります。

三.三.十一. 連邦政府のアクティブ・デットへの登録

課せられた罰金を支払わなかった場合、犯罪者は連合のアクティブ債務に登録されます。

三.三.十二. 省略されたケース

この章で省略された事件又は本章に規定されていない事件は、海事当局代理人が解決する。

意図的に空白に

チャプター4

バイオフォールリングマネジメント

四.一. 一般条項

2023年7月7日、国際海事機関(IMO)の海洋環境保護委員会は、「侵入水生生物種の移動を最小限に抑えるための船舶の生物付着の管理と管理のためのガイドライン」、決議MEPC.378(80)の改訂を発表しました。その目的は、あらゆる種類の船舶が遵守すべき有用な推奨事項を提供することにより、生物付着の管理に対する一貫したアプローチを導くことです。生物付着に伴う生物侵入リスクを最小限に抑えるため。

決議MEPC.378(80)および2012年11月12日にIMOによって発行された「レクリエーション船舶への侵入水生種の移動を最小限に抑えるためのガイド」、MEPC.1 / Circ.792に基づき、長さ24メートルまでの船舶を対象とし、ブラジル沿岸の特異性を考慮に入れて、この章は生物付着の管理を標準化することを目指しています。船舶によるブラジルの管轄水域(AJB)への外来水生生物の持ち込みを最小限に抑えるため。最後に、2011年の補完法140で表明された法的規定によれば、プラットフォームとその支援船は、環境ライセンスプロセスを条件として、環境ライセンス機関(連邦または州の環境機関)によって決定された要件に準拠しなければならないことに注意する必要があります。

防汚システム(AFS)の使用については、本基準の第3章の規定および附属書Eの規定を遵守してください。

1これは、インデントIII、VI、およびVIIの観点からルールを確立します。頭 また、連邦憲法第23条の唯一のパラグラフは、顕著な自然景観の保護、環境の保護、あらゆる形態の汚染との闘い、および森林の保全に関する共通の権限の行使から生じる行政措置における連邦、州、連邦管区、および市町村の間の協力に関するものです。動物相と植物相;1981年8月31日の法律第6,938号を改正します。

四.一.一. アプリケーション

本章は、AJBに滞在する船舶の長さが24メートルを超える船舶に適用されるが、次の場合を除きます。

一) ブラジル海軍の艦艇、または非営利の政府業務に使用される国が所有または運航するその他の船舶。

二) 最後の入港以降他の管轄水域に入港していない船舶で、第4.3条に規定する特定の状況に含まれない船舶e

三) 環境ライセンスプロセスの対象となる石油およびガスプラットフォーム、および活動を支援するために使用され、ライセンスに規定されている船舶。

この章の規定が適用されない船舶は、第四条第四条二項及び附属書Gに定める事項のような検査及び清掃の際に、防汚設備に存在する有害な残留物質の排出及び生物付着物の放出を避けるよう努力しなければならない。

四.一.二. 例外的な状況

例外的な状況とは、本章に規定されている生物付着物の管理を必要としない緊急事態または特定の状況です。

以下の状況は例外と見なされ、管轄区域の海事当局エージェントに報告する必要があります。

一) 人命の安全または船舶の安全を守るための不可抗力または緊急事態の場合。

二) 緊急事態又は海上における人命の救助のために、船舶の安全及び船上の者の保護を確保するため、第4.3条の特定の状況の規定を遵守しない必要があること。e

三) 事故、事故、または航行の事実に起因する、環境への生物付着物の偶発的な放出。

四.一.三. 免除

長さが24メートル以下の船舶は、本章の適用を免除されるものとし、この章は、附属書Gの案内に定める優良な慣行を遵守するよう努めるものとする。

スポーツボートとプレジャーボートのためのIMO生物付着ガイドから適応。それにもかかわらず、これらの船舶は、将来、前述の附属書を義務的に遵守するように準備する必要があります。

四.一.四. 省略されたケース

本章に規定されていない状況は、申請者が管轄区域の海事当局代理人に提出し、コピーをDPCに添付して dpc.secom@marinha.mil.br で提出する必要があり、ケースバイケースで評価されます。

四.二. 生物付着管理の要件

4.2.1 Geraisの要件

長さが24メートルを超える船舶は、IMOの生物付着ガイドラインを遵守し、生物付着管理計画書及び生物付着記録書を船内に設置し、附属書Hに示された最低限の内容に従う必要があります。IMOの生物付着ガイドラインで推奨されているように、船舶は生物付着管理計画書に規定されたルーチンを遵守し、検査、ドッキング、水中での清掃など、生物付着物登録簿に記録する必要があります。

四.三. 特定の状況

四.三.一. 異なる海洋生物地理学的地域間のナビゲーション

ブラジルの広い海岸線とその生物的および非生物的特異性を考慮して、附属書Iはブラジルの海岸沿いの3つの異なる海洋生物地理学的地域を定義しています。

AJBに入港する予定の24メートルを超える船舶、または附属書Iに示された生物地理学的地域間を航行する予定の船舶は、附属書J(微粉付着)の1以下の生物付着レベルでなければなりません。生物付着度が2以上の場合(軽度マクロファウリング)は、附属書Jに定める清掃ガイドラインを遵守しなければならない。そのような手続きと証拠、-以下から生じる報告を含む

検査/監視/清掃は、附属書Hの最小内容に従って、記録し、船内に保管する必要があります。

24 mを超える船舶の水中での反応型洗浄活動(用語集を参照)の実施は、第4.4条に従って、事前に所轄官庁に要請された場合にのみ実施できます。

四.四. 水中の清掃

水中の船体/ニッチ領域の反応性洗浄操作は、通常は汚れた生物と防汚塗料/コーティング(AFC)で構成される除去された残留物を捕捉してのみ実行する必要があります。したがって、本船が異なる海洋生物地理学的地域間を航行している場合、又はAJBに入港しようとする場合(第4条3項「特定の状況」)において、軽度のマクロファウリング(附属書Jの項目2)と同等以上のファウリングがある場合には、水中又は乾ドックでの清掃が必要となります。

四.四.一. 依頼

第4.1.1項(申請)に該当する船舶で、水中での反応型清掃を希望する場合は、清掃予定日の少なくとも10日前、またはできるだけ早く、現地の海事局(AM)代理店に申請する必要があります。申請書は付属書Kにあり、以下の書類を添えて、キャプテンシ一、警察署、または機関(www.marinha.mil.br/dpc/normalize-capitania/)のコミュニケーション事務局に宛てる必要があります。

- 一) 生物付着物の除去のために製造業者が提案した国際証明書/AFS宣言および方法論(存在する場合)。
- 二) 生物付着物管理計画書(附属書H(a)による)及び生物付着記録簿(附属書H(b)によるもの)
- 三) 最後の船体清掃以降に訪れた港の年代順の歴史と、利用可能な場合はニッヂエリア。
- 四) 船体/ニッヂエリアの最新の検査レポートと、該当する場合は鮮明で高解像度の画像。

五) 生物付着除去計画、関係するチーム、方法論、設備、廃棄物回収率、および活動が実施される予定の場所を示す。e

六) 関連性があると考えられるその他の情報。

四.四.二. 補足リクエスト

一) 港湾地域で船体清掃活動や水中のニッヂエリアは、事前に港湾当局に依頼する必要があります。

二) レベル2のファウリング(軽質マクロファウリング、附属書Jの項目2)からの捕捉がない水中の反応性船体洗浄/ニッヂエリアは、管轄の環境機関によって許可されていない限り、許可されていません。

三) 水の浄化活動は、捕獲の有無にかかわらず、管轄の環境機関/ユニットの管理機関によって許可されていない限り、生態学的に敏感な地域および保全ユニットでは禁止されています。

環境庁/港湾局によって付与された許可/認可および/またはライセンスは、必要に応じて(サブパラグラフa)、b)、およびc)は、第4.4.1条に規定されている水中の清掃の要求時に、他の書類とともに地元のAMエージェントに提出する必要があります。

四.五. 検査

四.五.一. 罰則と制裁

本章に規定された違反から生じる罰則および制裁の適用は、2026年2月1日に発効する。ただし、水中での反応性洗浄を要求する手続きは、第4.4条に規定されているように、この章が連合官報(DOU)に掲載された時点で直ちに開始されなければなりません。官報に掲載されてからその効力が生じるまでの期間は、利害関係者が本章によって課せられる新しいルーチンに適応するために使用されるものとします。

AJB内で本章の規定に違反することは禁止されており、制裁は国内法に従って定められています。これが発生した場合、海事当局代理人は、法律に従って行政手続きを開始しなければならず、また、船舶の港またはターミナルへの入港を警告、拘留、または禁止するための措置を講じることができます。

この章の要件に違反した場合に適用される制裁は、違反の重大性に応じて、国際航行に適用される他の罰則と一致し、かつ、2008年7月22日の政令第6,514号に定められた値に従って決定されるものとする。

四.五.二. 違反

これに定められたルールに違反する作為または不作為章。

四.五.三. 技量

四.五.三.一. 海事局エージェント

行政第一審の権限については、評価は、本規則第1章第1.3条a)項およびb)項に含まれる規則に準拠しなければならない。

四.五.三.二. 港湾・沿岸局長

港湾沿岸局長は、環境海事局の代表として、本章の違反に関連して課せられた罰金について、最終審において上訴する審判を下す義務があります。

四.五.四. 紛争処理手続の開始に関する具体的な規則と手続

四.五.四.一. 行政手続

行政手続の範囲は、海事当局の注意を引いた事実を調査し、違反の可能性とその作成者、および重大な違反行為や検査中に発見された違反を検証することです。

本章に定める行政手続は、適法性、目的、動機、合理性、比例性、道徳性、十分な抗弁、敵対的手続、法的確実性、公共の利益及び効率性の原則、並びに1999年1月29日の法律第9784号第²条の唯一のパラグラフに言及された基準によって導かれるものとする。

四.五.四.二. 環境違反(法律第9,605/98号第71条)

一) 違反通知:

一. 環境行政違反の発生が確認された場合、違反通知が作成され(付録A)、違反者に通知されなければならず、矛盾した完全な防護が保証されます。

二. 違反者は、違反を知った日から20日以内に、違反通知に対する抗弁を申し出ることができます、違反を助長した警察署または機関に提出する必要があります。

三. 抗弁は書面で作成され、違反通知の規定とそれに付随する条件と矛盾する事実と法的根拠、ならびに違反者が自分に有利に提出しようとする証拠の仕様を、正当に正当化して含まなければならない。

四. 違反者は、法的に構成された弁護士または弁護士によって代表される場合があり、この目的のために、彼は弁護にそれぞれの委任状を添付する必要があります。

五. 提示されたとき、防護は知られません:

- 一) 締め切り後。
- 二) 正当化されていない人々に
よって。またはIII)無能な組織の
前で。

六. 違反者は、彼が主張した事実を証明する責任があり、判断機関は彼の有罪判決に必要な証拠の提出を要求することができます。

七. 抗弁が提示されたかどうかにかかわらず、審査機関は、30日以内に違反通知を判断し、罰則の適用を決定します。

八. 判決の期限に従わなかった場合でも、審査機関の決定およびプロセスが無効になるわけではありません。e

九. 違反通知が判断されると、違反者には、受領確認書、または通知の受領から5日以内に罰金を支払うこと、または控訴を提出することを確実にするためのその他の有効な手段が記載された郵便で通知されます。

違反通知には、違反者、その代理人、または法定代理人が署名する必要があります。違反者が署名を拒否した場合、事実は

海事当局の代理人は、2人の証人の前で、彼が署名する方法を知らない場合、通知は要求に応じて取得されます行政違反の責任者が回避または不在の場合、特定された代理人がいない場合、発行代理人は、受領確認またはその知識を確保するためのその他の有効な手段を添えて、違反通知を郵送します。

二) 最後の行政インスタンスにおける上訴の要求:

一. 弁護が支持されていない場合、または犯罪者が課せられた判決に同意しない場合、彼はまた、海事当局エージェントの決定の通知の日から20日以内に、DPCに宛てて、それを発行したキャプテンシー、警察署または機関に提出された最後の行政インスタンスでの上訴によって、決定を上訴することができます。DPCは、控訴を受領した日から、正当な理由に基づいて決定を発行するために30日間の猶予があります。

二. 控訴は、以下の場合に提出された場合、審理されません。

- 一) 締め切り後。
- 二) 無能な体の前で。又は
- 三) 正当化されていない人々によって。

三. 1998年法律第9,605号以外の法的規定に関連して、行政手続の決定に対して控訴が提起された場合、控訴機関および各規定に定められた期限を遵守する必要があります。

四.五.五. 罰則

一) 行政違反は、法律第9,605/1998号および政令第6,514/2008号に規定されている制裁で罰せられます。

二) 違反者が同時に2つ以上の違反を犯した場合、それらに課せられた罰則は累積的に適用される。

三) 単純な罰金は、違反者に適用されます。

- 一. 行われた不規則性について。e
- 二. それは海事局のエージェントの検査に恥ずかしさに反対するとき。

四) 罰金は、負傷した法的対象物に基づいて行われます。

五) 罰金の額は、1998年法律第9,605号を規定する政令第6,514/2008号に従って規定されます。

六) 海事当局エージェントは、違反通知を作成する際に、次の点に注意する必要があります。

一. 違反の理由とそれが公衆衛生と環境に及ぼす影響を考慮した事実の深刻さ。

二. 環境的に関心のある法律の遵守に関する犯罪者の背景。 e

三. 犯罪者の経済状況。

七) 海事当局代理人は、抗弁を分析する際、職権上または挑発により、課せられた罰金の支払いにかかわらず、上訴された決定の全部または一部を確認、修正、取り消し、または取り消すことができる。本条の規定の適用が控訴人の状況に負担を及ぼす可能性がある場合、控訴人は、決定前に自分の主張を定式化できるように、その旨を知らされなければならない。(法律9,784/99の第64条の唯一の段落)。

八) 海事当局代理人は、違反通知の管理過程を分析するにあたり、該当する場合は、1998年2月12日の法律第9,605号第14条および第15条の規定を遵守するものとする。 e

一. 同じ違反者による新たな環境違反の行為は、前回の違反通知の発行から起算して5年以内に行われるものとし、以下のことを意味します(政令第6,514/2008号第11条)。

九) 同じ手数料の場合には、トリプルの罰金の適用

違反;また

ii) 違反の場合の罰金の二重適用

は異なる。

一) 違反者には、環境違反通知の発行が通知されます。

次のいずれかの方法でプロセスのその他の行為を行う。

一. 個人的に、またはあなたの法定代理人または事実上の弁護士の人で。

二. 受領確認書付きの郵便。

三. 電子通知による。

四. 公示による。 e

五. 利害関係者の知識の確実性を確保する他の手段。

期限は、法律9.784/99の第66条および第67条に従ってカウントする必要があります。

調査が終了すると、違反者は10日以内に自分自身を明示する権利を持ちます。

四.五.六. 連邦政府のアクティブ・デットへの登録

課せられた罰金を支払わなかった場合、犯罪者は連邦政府のアクティブ・デットに登録され、警察署、警察署、および機関は、行政手続きの完全なコピーを国庫検事局に送付する必要があります。

四.五.七. 省略されたケース

本章で省略または定められていないケースについては、DPCが解決するものとします。

意図的に空白に

別紙A
環境違反通知

海軍 の ブラジル - 板 港湾と海岸の	番号: レコード の日付: 通知番号:	
犯罪者の名前:		
責任者/代表者:		
船舶名:	アプリケーション:	
登録港/登録:		
違反日:	違反の時間:	違反の場所:
フレームワーク		
フレームワークの説明		
評価の種類に応じて遵守されるべき行政手続きの法的規定の抜粋:		
<p>私はこの評価と弁護の提出期限を認識しました。で / _____ /</p> <p>_____ a) _____</p>		
<p>私は、1997年12月11日の法律第9,537号第23条第1項の内容を認識していることを宣言し、1988年連邦憲法第5条の項目LVの規定に従い、この違反通知で特徴づけられる本書の違反行為を法律上および法律上、行政手続を継続できるように、防御および敵対的手続の権利を放棄することを宣言します。</p> <p>オ ン 。 。 。 。 。 / 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 / 。 (ア) _____</p> <p>注:このフィールドは、違反者が弁護の提示を放棄する場合にのみ署名する必要があります。</p>		

意図的に空白に

附屬書B 適用除外証

明書

いいえ。 :

船舶およびプラットフォームによる環境汚染の防止に関する海事当局基準(NORMAM-401 / DPC)の第2章「バラスト水管理」の規定に従って発行され、
ブラジル連邦共和国政府、港湾沿岸局、ブラジル海事局の代表。

船の特徴

船舶名:

登録番号:

船主:

登録港:

総トン数:

船体番号:

IMO番号:

証明:

船舶「NAME OF THE VESSEL」は、(免除の理由)により、NORMAM-401 / DPCに規定されている手続き(免除手続きの特定)から免除されていること。

この証明書はDAY/MONTH/YEARまで有効であり、船舶の運航条件またはNORMAM-401/DPCのガイドラインに免除条件を無効にする変更があった場合、この専門局によって無効になります。

リオデジヤネイロ、日付

港湾沿岸環境局長

意図的に空白に

附属書C
バラスト水管理法

一. バラスト水交換

海洋海域におけるバラスト水交換は、現在、バラスト水を介した水生生物種の移動を制限する手段を提供しています。海上でバラスト水を交換するための3つの方法が特定されました。

一. シーケンシャル方式 - バラストタンクが空になり、再び海水で満たされます。

二. 連続フロー方式 - バラストタンクは、海水を汲み上げることにより、同時に充填され、枯渇します。

三. ブラジル希釈法 - バラスト水は上部からロードされ、同時に、この水はタンクの底部から同じ流量で排出され、バラストタンク内の水位が一定に保たれるように制御されます。

バラスト水交換は、少なくとも95%の体積交換効率を達成する必要があります。連続流法または希釈法を使用する容器は、最小の望ましい効率を達成するために、タンクの容積の3倍をポンプで送る必要があります。

二. バラスト水処理装置

バラスト水処理装置(BWMS)を作動させる船舶は、以下に複製するバラスト水条約の規則D-2に規定されているように、サイズクラスまたは生物グループに応じて、生物の最大許容濃度に準拠する必要があります。

テーブル 1. バラスト水条約規則D-2(IMO、2004年)

生物/指標とサイズクラス	排出水に許容される生物の最大数(CFU = Colony Formation Unit)
最小寸法 $\leq 50\mu\text{m}$ の生存生物	排出量 $\leq 10 / \text{m}^3$
最小寸法が $10 < 50\mu\text{m} \leq$ 生存可能な生物	吐出 $\leq 10 / \text{ml}$
トキシコジエニック・コレラ菌(O1およびO139)	動物プランクトンサンプル1グラムあたり 1CFU / 100ml未満または1CFU未満
大腸菌	250CFU/100mL未満
腸球菌腸	100CFU/100mL未満

参照：

Fykse, E. M., Nilsen, T., Nielsen, A. D., Tryland, I., Delacroix, S., & Blatny, J. M. (2012). リアルタイムPCRおよびNASBAにより、コレラ菌の迅速かつ高感度な検出が可能 バラスト水。 海洋汚染速報, 64(2), 200-206.

米国環境保護庁(2010)。環境技術検証プログラム(ETV)。バラスト水処理技術の検証のための一般議定書、バージョン5.1。報告番号 EPA/600/R-10/146, United States Environmental Protection Agency, Washington, D.C.

Welschmeyer, N. A., & Maurer, B. (2012). IMO船上バラスト水コンプライアンス試験用のポータブルで高感度なプランクトン生存率アッセイです。コンプライアンスの監視と施行に関するグローバルR&Dフォーラムの議事録。A.オルガン、FT、カロコック、F.ハ一。

付録D

D-2規格の検証方法

インジケーター	方法論	標準方式	筆記	信頼度/検出限界
生存生物 $\leq 50 \mu\text{m}$	目視カウントまたは実体顕微鏡	現在、バラスト水分析の国際標準化はありません。	コストと時間がかかる場合があります。適度な訓練を受けた人員が必要です。 OECD化学物質試験ガイドライン202(Daphnia sp. Acute Immobilisation Test) pode ser usado como base para metodologia padrão.	未定です。
生存生物 $\leq 50 \mu\text{m}$	目視検査。	現在、バラスト水分析の国際標準化はありません。	目視検査では、通常、最小寸法が1mm以上生物のみを検出します。	未定です。
生存生物 $\leq 10 \mu\text{m}$ - $< 50 \mu\text{m}$	可変蛍光。	現在、バラスト水分析の国際標準化はありません。	光合成植物プランクトンのみを検出し、このようにして他の生物を過小評価します このサイズクラスのプランクトン。	未定です。
生存生物 $\leq 50 \mu\text{m}$ および $\leq 10 \mu\text{m} \sim < 50 \mu\text{m}$	測光、核酸、ATP、フルオレセインジアセテート(FDA)、クロロフィル a。	現在、バラスト水分析の国際標準化はありません。	半定量的な結果を得ることができます。しかし、これらの有機化合物の中には、屋外の水溶液中で長期間生存できるものもあります それは細胞を与え、偽陽性を引き起こす可能性があります(Welschmeyer & Maurer, 2012)。	未定です。
生存生物 $\leq 50 \mu\text{m}$ および $\leq 10 \mu\text{m} \sim < 50 \mu\text{m}$	フローサイトメトリー。	現在、バラスト水分析の国際標準化はありません。	高価。	未定です。
腸球菌	蛍光検出キット。	現在、バラスト水分析の国際標準化はありません。	最小インキュベーション時間は6時間です。ポータブルな方法で検出される半定量的な結果。	未定です。

インジケータ	方法論	標準方式	筆記	信頼水準/検出限界
大腸菌	蛍光検出キット。	現在、標準化はありません バラスト水分析用。	最小インキュベーション時間は6時間です。 ポータブルな方法で検出される半定量的な結果。	未定です。
コレラ菌(O1およびO139)	テストキット。	現在、バラスト水分析の国際標準化はありません。	比較的迅速な検査が可能です。	未定です。
生存可能な生物 ≤ 50 µm および ≤ 10 µm - < 50 µm	FDAパルスカウント。	現在、バラスト水分析の国際標準化はありません。	サンプリングキットは、FDAに使用されているものよりも大きい場合があります。	未定です。

インジケータ	接近	標準方式	筆記	レベル の 信頼性/検出限界
生存可能な生物 ≤ 50 µm および ≤ 10 µm - < 50 µm	目視カウントまたは実 体顕微鏡 バイタル色素は、蛍光や 動きと組み合わせて使用 できます。	現在は バ ラスト水分析の国際標準 化はありません。 US EPA ETV v.5.1 プロトコ ルの表示	コストと時間がかかる場合があります。適度 な訓練を受けた人員が必要です。OECD化学物 質試験ガイドライン202(Daphnia sp.急性固定化 試験)は、標準的な方法論の基礎として使用で きます。	未定です。
生存生物 ≤ 10 µm - < 50 µm	ビジュアル染料を使用し たビジュアルカウント。	現在は バ ラスト水分析の国際標準 化はありません。 US EPA ETV v.5.1 プロトコ ルの表示	操作には特定の知識が必要です。バイタル染料 の使用には制限があることに注意すべきです。	ある いる 断固。スタイ ンバーグ 他、2011年。
生存生物 ≤ 10 µm - < 50 µm	フローサイトメーター(ク ロロフィル a およびバイ タル色素に基づく)	現在は バ ラスト水分析の国際標準 化はありません。	コストがかかり、操作には特定の知識が必要で す。バイタル染料の使用には制限があることに注 意すべきです。	未定です。
50µm≤生存生物お よび10µm～<50µm≤ 生存生物	フローチャンバー(クロ ロフィル a とバイタル 染料に基づく)	現在、バラスト水分析 の国際標準化はありま せん。	コストがかかり、操作には特定の知識が必要で す。バイタル染料の使用には制限があることに注 意すべきです。	未定です。
生存可能な生物 ≤ 50 µm の そして生存可 能な生物 ≤ 10 µm - < 50 µm	培養方法(回収、再成 長) と成熟)。	現在は バ ラスト水分析の国際標準 化はありません。	メソッドを実行するには、特定の知識が必 要です。密度は、最も可能性の高い数 (MPN) で 表されます。多くの種はこの方法では成長し ないため、単独で使用することはできま せん。2~3週間の潜伏期間。	未定です。

インジケータ	接近	標準方式	筆記	信頼水準/検出限界
腸球菌	文化の方法。	ISO 7899-1 または ISO 7899-2	メソッドを実行するには、特定の知識が必要です。少なくとも44時間の潜伏時間。 EPA標準メソッド9230	未定です。
大腸菌	文化の方法。	磯 9308-3 又は ISO9308-1認証取得	メソッドを実行するには、特定の知識が必要です。少なくとも24時間のインキュベーション時間。EPA標準メソッド9213D	未定です。
コレラ菌(O1およびO139)	分子、生物学的または蛍光の培養および方法。	ISO/TS 21872-1/13/	メソッドを実行するには、特定の知識が必要です。 潜伏時間:24-48時間。US EPA ETV Fykse et al., 2012 (半定量的/合格/不合格テスト)。 サンプルは、専門の実験室でのみ培養する必要があります。	未定です。
腸球菌、大腸菌、コレラ菌(O1 e O139)	文化 で 11holera11ence-in-situハイブリダイゼーション (FISH)	現在は 国 際標準化なし バ ラスト水分析用。	メソッドを実行するには、特定の知識が必要です。 業績 量的 e 8時間後。 サンプルは、専門の実験室でのみ培養する必要があります。	未定です。
50µm≤生存生物および生存生物 ≤ 10 µm - < 50 µm	数える 実体 顕微鏡とフローサイ トメトリーを使用し た視覚解析。	現在は 国 際標準化なし バ ラスト水分析用。	システムが壊れているか、機能していない か、D-2標準を大幅に上回る放電を生成して いるかどうかを識別するサンプリングプロトコ ル。 99%の信頼性でコンプライアンス違反を検出 できるように設計されています。 検証する必要があります。	未定です。

別館E

防汚システムの制御

防汚システム	制御対策	アプリケーション	発効
防汚システムにおいて殺生物剤として作用する有機スズ化合物	船舶は、当該化合物を塗布し、又は再塗布してはならない	全船	施行中
防汚システムにおいて殺生物剤として作用する有機スズ化合物	<p>船舶は、以下のことを行うものとします。</p> <p>(一) または、そのような化合物が船体、外部部品、または表面に適用されていないこと。又は</p> <p>(二) この規格の規定に準拠していない、基礎となる防汚システムからのそのような化合物の放出を防ぐためにバリア層を適用しました。</p>	すべての船舶(2003年1月1日より前に建造され、2003年1月1日現在で乾ドックに入渠していない固定式および浮体式プラットフォーム、FSUおよびFPSOを除く)。	施行中
シブトリン CAS番号28159-98-0	船舶は、当該化合物を塗布し、又は再塗布してはならない	全船	1月1日。 2023年9月
シブトリン CAS番号28159-98-0	<p>2023年1月1日時点で、船体の外側コーティング層または外部部品/表面にこの物質を含む防汚システムを備えた船舶は、以下のいずれかのオプションを選択する必要があります。</p> <p>(一) 防汚システムを取り外します。又は</p> <p>(二) この規格の規定に準拠していない、基礎となる防汚システムからのそのような化合物の放出を防ぐために、バリア層を適用します。</p>	<p>以下を除くすべての船:</p> <p>(一) 固定式および浮体式プラットフォーム、2023年1月1日より前に建造され、2023年1月1日以降に乾ドックに入渠していないFSUおよびFPSO)。</p> <p>(二) 国際航海を行わない船舶。e</p> <p>(三) ABが400未満の船で、国際航海を行う船舶で、海事当局が受け入れた場合。</p>	1月1日。 2023年 の。

意図的に空白に

附属書F
船舶に必要な書類の表

船舶の種類	ドキュメントの種類			記事
	船級協会が発行した証明書と登録または専門エンティティ。	陳述	所有者またはその代表者の、によって検証されました。検査組織。	
ABが400以上のブラジルの船舶。				3.2.2(d)(I)参照。
生きているものを塗装するためにブラジルに停泊する外国の船は、防汚システムを備えています。				3.2.2(d)(II)項
防汚システムを使用し、AIT制度の下でブラジルで傭船されている船舶。				3.2.2, d), III)。
長さが24メートルを超え、ABが400未満のブラジル船舶、およびNORMAM-201 / DPCによる検査の対象となる24メートル未満の船舶。				3.2.2(e)(I)項
NORMAM-211 / DPCによる検査の対象となる24メートルを超えるスポーツおよびレクリエーション船舶。				3.2.2(e)(II)項
長さが24メートル未満のスポーツ船およびレクリエーション船。				3.2.2(e)(III)項
長さが24メートル未満の船舶。				3.2.2(e)(III)項
小さなボート。	該当する場合、禁止されている防汚システムの使用禁止を遵守することを免除されますが、免除されません。			3.2.2(e)(IV)項

証明書 - 「国際防汚システム証明書」。登録 - 「防汚システムレジス
トリ」
宣言 - 「防汚システム宣言」

意図的に空白に

アネックスG

全長24M未満の船舶のご案内

この付録は、長さが24メートル未満の船舶を対象とした生物付着管理のグッドプラクティスのガイドを提供します。第4.1.3条に示されているとおりです。(免除)、そのような船舶は第4章への準拠が免除されますので、このガイドはお勧めです。ただし、長さが24メートル未満の船舶は、将来、この附属書を義務的に遵守するように準備する必要があります。

一 - 生物付着を最小限に抑えるには?

スポーツ船やレクリエーション船が通常水中に保管されている場合(牽引可能かどうかに係なく)、適切な防汚コーティングシステムと適切なメンテナンスが、汚れる生物の蓄積を防ぐための最良の方法です(生物付着)。海洋と淡水の間で定期的に船舶を運航する場合、ほとんどの海洋生物種は淡水や汽水で生き残れず、その逆も同様であるため、生物付着物の蓄積を減らすのに役立ちますが、それでも良好な船舶のメンテナンスと清掃体制が不可欠です。

二 - すべての船舶で機能する防汚システムはありますか?

防汚システムは、さまざまな取引や活動に適しています。防汚システムを選択するときは、専門家のアドバイスを求め、次のことを考慮する必要があります。

- ドッキングまたはメンテナンスの間の計画期間 - システムがその期間有効であることを確認するため。
- 船舶の速度と使用パターン - 生物付着物は、船舶が港湾または沿岸水域で静止または活動していないときに急速に蓄積する可能性があります。
- 建築材料(鋼、木材、アルミニウムなど) - システムはさまざまな船体材料に固有です。

e

- 船舶に適用する場所 - 水流条件により、プロペラシャフトや舵の周りなど、船体や構造物のさまざまな部分にさまざまな種類の防汚が必要になる場合があります。

防汚コーティングシステムは法的要件の対象であり、防汚コーティングシステムを購入する際にはこれらの要件を考慮することをお勧めします。例えば、このNORMAMの第3章では、トリブチルスズ(TBT)やシブトリンを含む防汚塗料の使用を禁止しています。

三 - ニッチな分野での生物付着をどのように最小限に抑えることができますか?

ニッチ領域とは、水流条件の違い、防汚コーティングシステムの摩耗や損傷、または不適切にコーティングされている可能性のある領域により、バイオスケールの成長に特に影響を受けやすい容器の一部です。ニッチな分野には、次のようなものがあります。

- プロペラ、スラスター、および/または推進ユニット。

- 舵の蝶番;

- ロープガード、スターンチューブシール、ドライブシャフト。

- 開口部または洪水のないスペース。

- アウトレット、インレット、冷却パイプ、グリル。

- 陽極;

- アンカー、アンカーウェル、チェーン、チェーンキャビネット。e

- プローブ。

船舶のニッチ領域での生物付着は、荷積みおよび荷降ろしダクトの入口、舵アタッチメント、船首および船尾スラスター、プロペラおよびシャフト(研磨されていない限り)などの防汚システムを適用することで最小限に抑えることができます。

防汚コーティングシステムを適用するときは、船舶のドッキング中にサポートブロックの位置を交互にすることに注意を払い、これらの領域もコーティングされるようにすることが重要です。

一部のニッチ領域は、アノードなど、防汚コーティングシステムによって保護されていません。これらの陽極が埋め込まれているか保護されている場合、これらの陽極に関連する生物付着を最小限に抑えることが可能です。それ以外の場合は、アノードの下の船体とそのストラップに、低水流に適した防汚コーティングシステムがあることを確認する必要があります。アノードが内蔵ネジで保持されている場合は、くぼみをコーティングする必要があります。

船舶に海洋成長防止システム (MGPS)が装備されている場合、内部海水システムの化学注入器、超音波、陽極など、MGPSの正しい動作を定期的に確認する必要があります。

四　　-いつ、どのように掃除しますか?

クリーニングの必要性と防汚コーティングシステムの状態を定期的に評価することが重要です。安全な場合は、水中検査をお勧めします。

- 非アクティブな期間の開始時と終了時。
- 船舶の運用プロファイルの大幅な変更の前と後。又は
- 防汚システムの損傷または故障後。

それは常に水から外皮およびニッチ区域をきれいにすることは望ましいです、そこでは廃棄物が効果的に捕獲され、一般的な環境条件に従って適切な処分のために捕獲することができます。この場合、次の注意事項を考慮する必要があります。

- 少なくとも年に一度は容器を水から取り出して清掃します。
- 防汚コーティングシステムを適用および保守するときは、常に製造元の指示に従ってください。
- 生物学的、化学的、および物理的材料を捕捉する洗浄方法と施設を使用します。
- 防汚コーティングシステム、船体、ニッチエリアの清掃またはメンテナンスを旅行計画と調整して、船舶ができるだけきれいに長い旅行を開始するようにします。

アンカー、チェーン、ネット、ベイトピット、スポーツ用品などの機器は、水域間で水生生物が誤って移動しないように、各旅行後にチェック、清掃、乾燥する必要があります。

五　－水洗いは許可されていますか？

水中洗浄は、有害物質や汚れた生物の放出と防汚コーティングシステム(柔らかい毛のブラシや布など)の劣化を最小限に抑える技術により、軽いスケール(バイオフィルム/スラッジ/スライム/マイクロファウリング、付録J項目0および1など)の除去に適している場合があります。

水上での清掃を行う前に、水中のボートの船体の清掃および/または水中への化学物質の排出に関する規制について、地方自治体に確認してください。生物学的および物理的な破片を捕獲するための適切な技術または技術を使用するマリーナ(こてと10マイクロメートルのプランクトンネットによる手動清掃など、ダイバーのペアで材料を収集するなどを備えた専門サービスを雇うことを選択し、適切な陸上施設(生物学的廃棄物用に指定されたエリアがあり、このタイプの廃棄物を輸送および処分するための認可契約会社があるマリーナ、廃棄物輸送マニフェスト(MTR)と最終目的地証明書(CDF)の生成により。

殺生物剤を含む防汚システムでコーティングされた領域を清掃する場合は、殺生物剤の環境への放出を最小限に抑える洗浄技術を使用してください。水中のマクロファウリング(フジツボ、ムール貝、チューブワームなど)を洗浄すると、殺生物剤が水中に放出され、局所環境に害を及ぼす可能性があります。

また、水中での洗浄は、防汚コーティングシステムを早期に枯渇させる可能性があり、その領域はファウリング生物による新たなコロニー形成にさらされることになります。防汚システムの耐用年数は有限であるため、水中での洗浄は水によるメンテナンスに代わるものではないことに注意する必要があります。

一般に、マクロファウリングの存在を避けるために、定期的な清掃をお勧めします。

六 - 生物付着管理の記録は重要ですか?

船舶の生物付着管理情報は、船舶の航海日誌など、一箇所に保管することをお勧めします。情報には、使用された防汚システムの詳細、実施された検査、およびコーティングシステムの有効性に関する観察が含まれる場合があります。防汚メーカーのファクトシートには、多くの場合、有用な情報が記載されています。

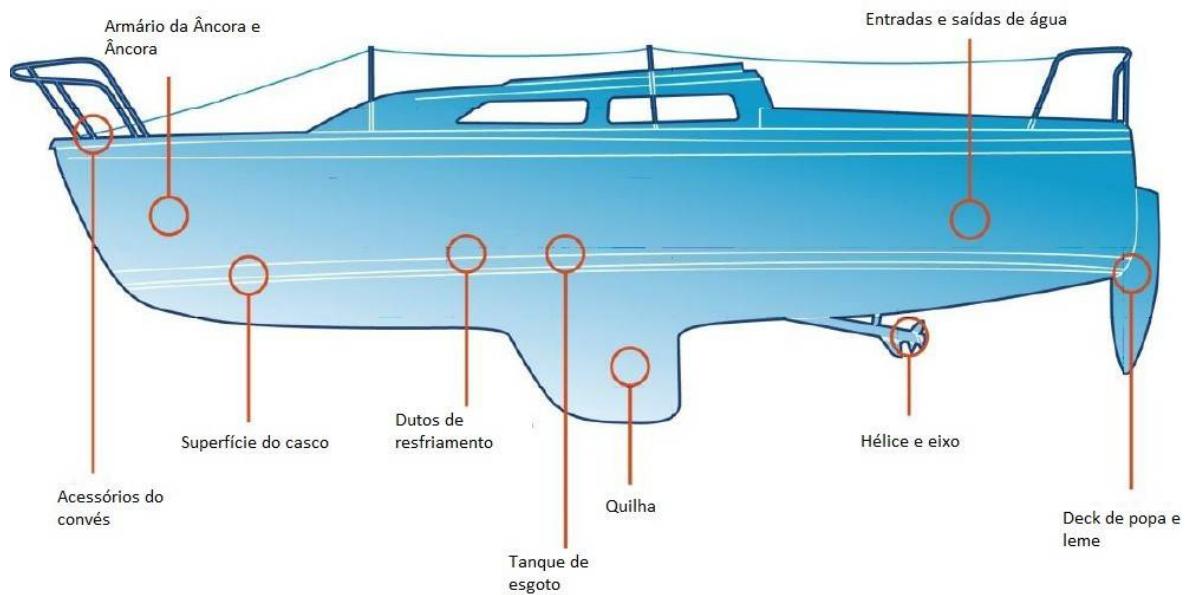
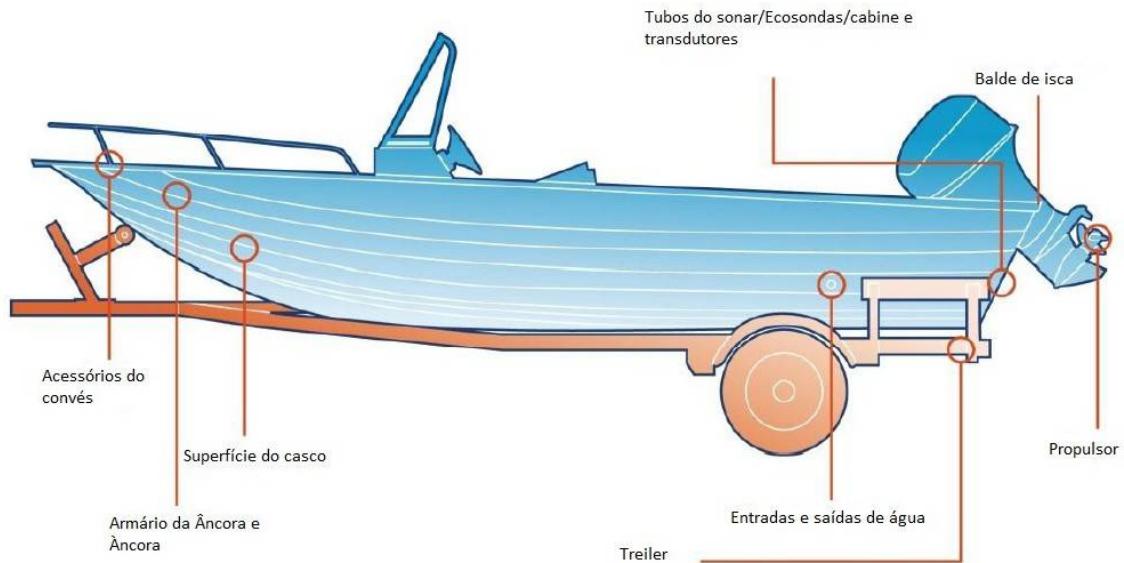
ニッヂエリアを示す船体の図と、生物付着を最小限に抑えるための計画の概要(たとえば、防汚システムの改修間の計画された時間間隔と、さまざまなニッヂエリアがどのように処理されるか、および/または処理されたか)をお勧めします。この情報は、マリーナと管轄当局が、船舶の生物付着による生物付着の潜在的なリスクを迅速かつ効率的に評価し、航海の遅延を最小限に抑えるのに役立ちます。

七 - 船が水から出ないようにしている場合はどうなりますか?

あなたの船が通常水から出ないようにされている場合でも、船、トレーラー、または関連機器を介して、あるエリアから別のエリアに水生生物を移動させる可能性があります。このリスクを軽減するために、船舶を水から取り出した後、別の水域に輸送したり、陸上に保管したりする前に、次の対策を講じる必要があります。

- 生物付着物(海藻、フジツボ、ムール貝など)を船舶、ペレット、機器、およびトレーラーから除去します。
- 船体コンパートメント、パイプ、船外機を排水します。
- 輸送する前に、容器の内側と外側を真水で洗い、すべての領域を乾かしてください。
- 生物付着物や廃水は、水に戻せない環境に適した場所に陸上で処分します。e
- 各旅行の後、ギアと機器を点検、清掃、乾燥させます。

次に、ニッチ領域でのスケッチの例を示します。



参考:MEPC.1/Circ.792

アネックスH

本船の生物付着物管理計画書および生物付着物記録簿の最小限の内容

一) 生物付着管理計画

生物付着管理計画書には、船舶からの生物付着のリスクと、このリスクを管理するために必要な行動を特定するために使用されるすべての情報が含まれています。これは、各船舶に固有であるべきであり、船体およびニッヂエリア全体の検査および清掃活動の種類と頻度を概説する必要があります。生物付着管理計画は、少なくとも以下の点に対処する必要があります。

- 一. 船舶固有のリスク評価に基づく積極的なメンテナンスと清掃体制(生物付着リスク評価の詳細については、IMO生物付着ガイドラインの付録1をご覧ください)。
- 二. 船舶固有のリスク評価における計画されたドッキング間および計画中の検査のスケジュール。
- 三. 検査中にマクロファウリングが観察された場合の清掃作業の手順。
- 四. 船舶がその運用プロファイルから逸脱した場合に最終的に蓄積する生物学的ファウリングを管理するための緊急時対応手順。
- 五. コーティングシステム(AFC)の修理、保守、および更新体制は、メーカーの指示に従って、耐用年数の終わりに近づいたとき。
- 六. 海洋成長防止システム(MGPS)のモニタリングにより、生物付着の抑制効果を評価し、メーカーの指示に従って提供されるメンテナンスを含む。MGPSの例としては、内部海水システム内の化学注入器、超音波、陽極などがあります。
- 七. 船舶と乗組員の安全手順、生物付着の管理に関する乗組員の訓練と習熟。
- 八. 生物付着管理廃棄物の回収、収集、最終処分。

二) 生物付着記録簿

生物付着記録簿には、船舶の生物付着管理活動に関するすべての記録を掲載し、以下に述べる2つの部分に分けるものとする。

パートI - 生物付着管理活動: 最初の部分には、生物付着管理計画によって計画された活動の記録を含める必要があります。積極的な洗浄前後の生物付着の観察を含む情報の詳細化は、生物付着管理計画によってもたらされるリスク評価の継続的な改善にとって重要です。

パートII - 生物付着リスクパラメータのモニタリング: 第2部には、船舶が生物付着蓄積のリスクが高い運航イベントを含める必要があります。生物付着管理計画に定められた運用計画からの逸脱の記録、および運用逸脱に対応して実施された継続行動の記録を入力する必要があります。

(一) プロアクティブクリーニング

- 一. プロアクティブクリーンアップが行われた船の日付と場所。
- 二. 洗浄前の生物付着に関する一般的な注意事項(ある場合)(すなわち、定義された分類に従った微小付着およびマクロ付着の拡大)。
- 三. プロアクティブな水質洗浄を実行するために必要なアクセス許可の記録(該当する場合)。
- 四. 船体領域とニッチの詳細が清掃されました。
- 五. 洗浄後の生物付着(すなわち、定義された分類に従った微小付着およびマクロ付着の拡大)に関する一般的な注意事項。
- 六. クリーニングの裏付けとなる証拠/レポート(ベンダーレポート、写真/ビデオ、領収書など)への参照(ある場合)。
- 七. BFMPで規定されていない場合、使用されるプロアクティブクリーニング方法の方法、製造元、およびモデル。
- 八. BFMPに規定されていない場合は、メソッドがテストされたテスト標準への参照。
- 九. 活動の責任者の名前、役職、署名。

(二) 検査

- 一. 検査の日付と場所。
- 二. 検査に使用する方法(検査ツール/デバイスを含む)。
- 三. 船の検査された領域。
- 四. 生物付着率(定義された付着率に応じた微小付着およびマクロ付着の拡大)。
- 五. 防汚システム(AFS)の条件に関する観察。
- 六. 検査の裏付けとなる証拠/報告書への参照。
- 七. 活動の責任者の名前、役職、署名。

(三) リアクティブクリーニング

- 一. 清掃が行われた船の日付と場所。
- 二. 水質洗浄の実施に必要な権限の記録(該当する場合)。
- 三. 船体領域ときれいなニッチの説明。
- 四. 反応性洗浄方法を使用。
- 五. 定義された汚れ率に従って、洗浄後の全体的な生物付着の推定。
- 六. 活動の裏付けとなる証拠/報告への参照。
- 七. 廃棄物の収集/配達の領収書またはその他の証拠書類。
- 八. 活動の責任者の名前、役職、署名。
- 九. クリーニングデバイスとキャプチャのメーカーとモデル、およびクリーニングを行うクリーニング会社。
- 十. 分析法が試験された試験標準への参照(該当する場合)。

(四) 追加の操作手順と一般的な観察

ログブックテンプレート(パートI):

船舶名:

IMO番号:

総トン数:

期間:日/月/年から:日/月/年:生物付着管理活動

日付	コード(レター)	品目(番号)	アクティビティログ	責任者の署名

パートII

パートIIには、リスクパラメータのモニタリングに関連する記録を含める必要があります。特に、船舶上の生物付着物の蓄積に関連する生物侵入のリスクが高い場合には、以下の点に注意してください。

(一)船舶がBFMPで指定された予想される運航プロファイル(速度、温度、塩分など)の範囲外で運航している場合

- 一. 船舶がBFMPに従って運航していない期間と日付。
- 二. 通常の操作から削除された理由。
- 三. 生物付着物の蓄積を最小限に抑えるために講じられる不測の事態対策(例:より頻繁な検査)は、船舶が予想される運用プロファイル外で運航している場合に実施されます。
- 四. BFMPで指定されているように、船舶が運航を再開する時間と場所(港名または緯度/経度)。

(二) AFCの保守/サービスまたは損傷

- 一. 防汚コーティング(AFC)の寿命中に観察された有効性の低下、損傷、または保守/サービス偏差の日付/期間および説明。
- 二. 日付/期間、および予想される耐用年数を超える操作の説明。
- 三. バイオスケールの蓄積を最小限に抑えるために講じられる不測の事態対応(例:より頻繁な検査)。
- 四. AFCのメンテナンスまたは修理が行われた日付/期間と場所(乾ドックなど)。
- 五. メンテナンス中に適用されたAFC(パッチ修理を含む)の説明。AFCの種類、適用された領域と場所(該当する場合は乾ドックサポートブロックの位置を含む)、AFC再適用の推定割合、AFCのコーティング、得られたコーティングの厚さ、および

表面処理作業(例:基礎となるAFCを完全に除去するか、既存のAFCに新しいAFCを適用する)。

六. AFCメンテナンスのサポートデータ(AFCテクニカルファイルなど)への参照。

七. 活動の責任者の名前、役職、署名。

(三) 海洋成長防止システム(MGPS)の保守/サービスまたはダウンタイム/故障

一. 海洋成長防止システム(MGPS)の寿命中に観察された有効性の低下、ダウンタイム、誤動作、または保守/サービスからの逸脱の日付/期間および説明。

二. 日付/期間、および操作の説明、および予想される耐用年数。

三. システムがBFMPに従って動作していなかったインスタンスの日付と場所。

四. メンテナンス記録(システムの電気的および機械的機能の定期的な監視、治療用量の校正または調整を含む)。

五. バイオスケールの蓄積を最小限に抑えるために講じられる不測の事態対応(例:より頻繁な検査)。

六. 活動の責任者の名前、役職、署名。

(四) 別のAFSの保守/サービスまたはダウンタイム/誤動作

一. その寿命中に別のAFSの有効性、ダウンタイム、誤動作、またはサービスからの逸脱が観察された減少の日付/期間および説明。

二. 日付/期間、および操作の説明、および予想される耐用年数。

三. システムが生物付着管理計画に従って動作していなかったインスタンスの日付と場所。

四. メンテナンス記録。

五. バイオスケールの蓄積を最小限に抑えるために講じられる不測の事態対応(例:より頻繁な検査)。

(五) BFMPで指定されている予想されるプロアクティブクリーニングの通常使用からの逸脱

- 一. 本船が指定どおりに積極的な清掃を行わなかった日時と場所
- 二. バイオスケールの蓄積を最小限に抑えるために講じられる不測の事態対応措置(例:検査および/または積極的な清掃活動に戻る前の反応的な清掃)。
- 三. メンテナンス記録(ある場合)。

四. 本船が積極的な清掃を行い、通常の活動に戻った日。

(六) BFMPで指定されている必要な反応性洗浄からの逸脱

- 一. 船舶の検査を受けた日付と場所、および事後清掃が必要であると判断されました。
- 二. リアクティブクリーニングまで実施される緊急時対応策(リアクティブクリーニング活動のスケジュール設定を含む)。
- 三. 本船が事後清掃を完了した日付とパートIの関連記録への参照。

(七) 船が長期間アイドル状態(ドッキング、停泊、ドッキング)している場合

- 一. 船舶が停止した日付と場所(生物付着の一般的な説明、他の海洋生物地理学的地域にいるかどうかを含む)。
- 二. 生物付着物の蓄積を最小限に抑えるために講じられる不測の事態対応(例:検査、退役したシーボックス、ダントンタイムの前後の短い航海)。
- 三. 生物付着物の蓄積を最小限に抑えるための予防措置(短距離旅行など)。
- 四. 本船が通常運航に戻った日。

(八) BFMPによると、性能監視システムによる性能の低下が予想を超える期間、船舶が経験した場合

一. 本船が予想以上の性能低下を示し始めた日時と場所。

- 二. パフォーマンス損失期間の前後に行われる生物付着検査または管理措置。
- 三. 生物付着物の蓄積を最小限に抑えるために講じられた緊急時対応策。
- 四. 本船が通常の性能に戻った日付。

(I) その他の逸脱

ログブックテンプレート(パートII):

船舶名:

IMO番号:

総トン数:

期間:日/月/年から:日/月/年:生物付着管理活動

日付	コード(レター)	品目(番号)	アクティビティログ	責任者の署名

付属書I

3つの海洋生物地理学的地域の図解(第4.3条-特定の状況)



- 北生物地理学地域 - アマゾン川の河口の海洋盆地(アマゾン川の河口)とバレイリーニャスの海洋盆地の間の地域、セ阿拉の海洋盆地(アルト・デ・トウトイア)によって東に限定されています。
- 北東生物地理学地域 - セ阿拉海盆地(アルト・デ・トウトイアから)からムクリ海盆地(ムクリ川)までの地域。e

- 南東-南生物地理学地域 – エスピリトサント海盆地(北はバイア州の南限、ムクリ川によって制限される)からペロタス海盆地(南大西洋亜熱帯収束帯によって北に限定され、南緯28度、南はウルグアイ領海との境界まで)までの地域。

参照 :

国立石油・天然ガス・バイオ燃料庁 – ANP.GeoMapsANP – ジオリファレンスデータマップ:石油および天然ガスの探査および生産セグメントからデータを収集するインタラクティブツール。 <https://geomaps.anp.gov.br/geoanp/>

コード、I.、ヌネス、LT、バローゾ、CX ら。 ブラジルの海洋生物地理学:セクター化を概説するための多分類群アプローチ。 *Mar Biol* 169, 61 (2022). <https://doi.org/10.1007/s00227-022-04045-8>.

海上での緊急対応のための環境マッピング – MAREM(www.marem-br.com.br)。

アネックスJ

スケール評価、スケール、およびクリーニングのベストプラクティス

参照:解像度MEPC.378(80)。

図	スケール レベル	形容	カバレッジ	アクション
	0. 生物付着無し	完全にきれいな表面。目に見える生物付着物はありません。	-	-
	1. マイクロファウリング	水没した領域は、部分的または全体がマイクロファウリングで覆われています。インレイの下に金属や塗装面が見える場合があります。	-	船体、ニッチ、その他の水没したエリアの積極的な清掃。
	2. 軽量マクロファウリング	微小ファウリングの存在とマクロファウリングの複数回の発生。種外皮剤は手で簡単に取り除くことはできません。	の1-15% 表面	
	3. 中程度のマクロファウリング	微小ファウリングの存在とマクロファウリングの複数回の発生。	の16-40% 表面	キャプチャーによる反応型クリーニング。次の検査までの間隔を短くすることをお勧めします。 AFSが劣化している場合は、AFSの保守/再適用を伴う乾ドックをお勧めします。
	4. 重いマクロファウリング	マクロスケールで覆われた大きな領域、またはマクロスケールで完全に覆われた領域 マクロファウリング。	の41-100% 表面	

意図的に空白に

付録K 水での洗浄の

お願い

一)ポルトガル語のモデル:

1. 一般情報	
船名/IMO番号/旗	
船の所有者/代理人または船舶を担当するCIA	お名前 / メールアドレス
船体清掃を請け負った会社	お名前 / メールアドレス
アクティビティの予定場所	
活動実施予定期間	
2. 船舶情報	
船の優先運航ルート	
<input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 大洋 <input type="checkbox"/> 横断沿岸国際 <input type="checkbox"/> その他、具体的に指定:	
典型的な船速(ノット):	
港/停泊地の平均滞在時間(時間または日):	
最終ドッキング日	日/月/年:
次回のドッキング予定日	日/月/年:
洗浄する容器の領域	
<input type="checkbox"/> 艦 <input type="checkbox"/> ニッチ領域については、以下を指定します。	
AFC(A/Fインク全般)の日/月/年の最終適用日:	
生物付着レベル(附属書Jに規定されているスケールによる)および清掃する各エリアの推定被覆率(%):	

3. 使用されるコーティングに関する重要な情報

AFS一般ステータス

- 悪い
- 適度
- 良好

生産者	製品の種類/商号	主な殺生物性化合物(存在する場合)
適用日:日/月/年	残存寿命(月単位)	コーティングの状態は、前回の検査で問題ないと判断されましたか? <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい いいえ
応用分野 <input type="checkbox"/> 裸 <input type="checkbox"/> もう1つは、次のように指定します。	容器には複数の種類のコーティングが施されていますか? <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい いいえ	二次コーティングの詳細(存在する場合):

4. 船舶書類

AFS証明書または明細書の発行日(日/月/年):

生物付着管理計画	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、実施日(日/月/年):
生物付着ログブック	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、実施日(日/月/年):
その他のドキュメント	<input type="checkbox"/> 最新の船体検査レポート <input type="checkbox"/> 最後の10個のポートのリスト <input type="checkbox"/> その他、次を指定します。

5. 清掃と封じ込めの方法論

概要	<input type="checkbox"/> ダイビング <input type="checkbox"/> スタンドアロン(ROVなど) <input type="checkbox"/> 別の手法として、次のように指定します。
清掃に使用する機器、使用時(名称とメーカー)	
洗浄残渣の封じ込め	<input type="checkbox"/> キャプチャーによるクリーニング <input type="checkbox"/> 所轄官庁によって許可された漁獲禁止:
廃棄物の最終処分	<input type="checkbox"/> 港湾地域では、次のようになります。 <input type="checkbox"/> 認定/ライセンスを受けたサードパーティサービス:

6. 請求責任者の申告

私は、正当な目的のために、提供された情報が真実かつ正確であることを証明します。

責任者の氏名(船舶および/またはサービスプロバイダー)	予約	データ
電子メール :	電話 :	

7. 海事当局エージェント

- 要求はNORMAM-401の第4章の規定を満たしています
 追加の説明/サポートが必要です

(活動を実施するために必要な条件および/または追加の明確化/補助金に関する観察)

海事当局代理人の名前	受取人の名前/署名
機能	予約

二)英語版

水中清掃のご依頼

1. 一般情報	
船舶名/コールサイン IMO番号/旗	
船舶の船主/会社/代理人	お名前/E-mail
船体清掃請負業者	お名前/E-mail
アクティビティが実行される場所:	
清掃実施の提案期間:	
2. 船舶の情報	
船舶の典型的な運航ルート	
<input type="checkbox"/> 国内大□洋□横断国際沿岸□その他、具体的にお答えください:	
船舶の典型的な速度(ノット):	
船舶の典型的な港湾滞在時間(時間または日):	
前回の乾ドックの日付	日/月/年:
次回の乾ドックの日付	日/月/年:
洗浄する容器の領域	
<input type="checkbox"/> 裸 <input type="checkbox"/> ニッヂな分野については、具体的にお答えください。	
AFC申請の最終日	日/月/年:
生物付着のレベル(付録Jに記載されているスケールによる)および推定カバー量(%):	

3. 一次コーティング情報		
AFSの一般的な状態		
<input type="checkbox"/> 貧しい <input type="checkbox"/> 適度 <input type="checkbox"/> 良好		
生産者	市販製品の種類/ 名称	一次殺生物性化合物(もしあれば)
適用日	残りの耐用年数(月 単位)	最新の検査では、コーティングは良 好な状態であることがわかりました か? <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい いいえ
適用分野 <input type="checkbox"/> 船体全体 <input type="checkbox"/> その他、具 体的にお答え ください。	船には複数のコーティン グが施されていますか? <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> はい いいえ	二次コーティングの詳細(も しあれば):
4. 船舶の書類		
AFS証明書または宣言の発行日(dd/mm/yyyy):		
生物付着管理計画	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、実装日(dd/mm/yyyy):	
生物付着物記録簿	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 「はい」の場合、実装日(dd/mm/yyyy):	
その他のドキュメント		
<input type="checkbox"/> 最後の船体/ニッセニア検査レポート <input type="checkbox"/> 訪問した過去10ポートのリスト <input type="checkbox"/> その他、次を指定します。		
5. 清掃方法の方法		
総記	<input type="checkbox"/> ダイビング <input type="checkbox"/> 自律型(ROVなど) <input type="checkbox"/> その他の技術については、以下を指定します。	
使用時の機器(名前と製造元)		
廃棄物の封じ込めの清掃	<input type="checkbox"/> 捕獲 <input type="checkbox"/> 管轄当局による捕獲の許可がない場合:	
廃棄物の最終目的地	<input type="checkbox"/> 港湾エリア内: <input type="checkbox"/> 認定/ライセンスを受けた第三者サービス:	

6. 責任者の要請'宣言

私は、記載されている情報が真実かつ正確であることを証明します。

船舶の責任者/サービスプロバイダーの責任者名	署名	日付
電子メール :	電話番号:	

7. 海事当局

- 清掃依頼はNORMAM-401、第4章を満たしています
 クリーニングリクエストには詳細が必要です

注:(清掃活動に関する追加条件および/または提出する追加要件)

関係機関の名称	スタッフの名前/署名	
役職	署名	日付

参照

アンビサ。2004年12月7日のANVISA決議RDC第306号。コナマ。1993年8月5日のCONAMA決議第005号。

1992年の油濁による損害に対する民事責任に関する国際条約(CLC 92)。

2008年7月22日の連邦政令第6,514号。

Fykse, E. M., Nilsen, T., Nielsen, A. D., Tryland, I., Delacroix, S., & Blatny, J. M. (2012).バラスト水中のコレラ菌を迅速かつ高感度に検出するためのリアルタイムPCRおよびNASBA。海洋汚染速報, 64(2), 200-206.

1981年8月31日の法律第6,938号。

1997年12月11日の法律第9,537号。

1998年2月12日の法律第9,605号。2000

年4月28日の法律第9,966号。

2002年2月20日の連邦政令第4,136号。1999年1月

29日の法律第9,784号。

2006年12月14日の補完法第123号。2000年7月18日の

法律第9,985号。

マルポール73/78。船舶による汚染の防止に関する国際条約:附属書I.国際海事機関(IMO)。船舶上の有害な防汚システムの規制に関する国際条約。ロンドン、2001年。

_____ .バラスト水及び沈殿物の規制及び管理に関する国際条約 dos Navios、2004年。

_____ .G遊漁船の生物付着物としての侵入水生生物種の移動を最小限に抑えるためのbia、MEPC.1 / Circ792、2012年。

_____ .D侵入水生生物種の移動を最小限に抑えるための船舶の生物付着の制御と管理に関するガイドライン、決議MEPC.378(80)、2023年。

米国環境保護庁(2010)。環境技術検証プログラム(ETV)。バラスト水処理技術の検証のための一般議定書、バージョン5.1。レポート番号EPA / 600 / R-10 / 146、米国環境保護。

Welschmeyer, N. A., & Maurer, B. (2012).IMO船上バラスト水コンプライアンス試験用のポータブルで高感度なプランクトン生存率アッセイ です。コンプライアンスの監視と施行に関するグローバルR&Dフォーラムの議事録 Eds. A. Olgun, F.T., Karokoca.